



Human Rights Now

韓国におけるデジタル性暴力の 法規制・支援体制に関する 調査報告書



国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ
2026年3月

目次

主な定義・用語.....	1
第1 はじめに.....	4
I 調査の趣旨・問題意識.....	4
II 調査日程・訪問先.....	6
第2 韓国におけるデジタル性暴力規制.....	7
I 背景.....	7
II デジタル性暴力、デジタル性犯罪の定義.....	7
III ディープフェイクポルノ.....	8
第3 法的枠組み.....	10
I 法改正の経緯.....	10
II デジタル性暴力の処罰.....	11
1 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法（性暴力処罰法）.....	11
2 児童・青少年の性保護に関する法律（青少年性保護法）.....	13
III デジタル性暴力の被害者支援-性暴力防止及び被害者保護等に 関する法律（性暴力防止法）.....	16
1 第3条 国等の責務.....	16
2 第7条の3 不法撮影物等による被害者支援.....	16
3 第7条の4 中央デジタル性犯罪被害者支援センター.....	17
IV インターネット事業者への規制等.....	18
1 電気通信事業法.....	18
2 情報通信網法.....	20
V 総括および日本との比較.....	21
第4 韓国におけるデジタル性暴力への取り組みを支える各種機構.....	26
I 韓国女性人権振興院.....	26
1 組織概要.....	26
2 中央デジタル性犯罪被害者支援センター.....	26
II 各地域のデジタル性犯罪被害者支援センター.....	26
1 概要.....	26
2 ソウル市デジタル性犯罪被害者支援センター.....	27
III KCSC（韓国放送メディア通信審議委員会）.....	27
IV 犯罪被害者ワンストップソリューションセンター.....	28
V 警察.....	28
1 警察庁サイバー犯罪捜査課.....	28
2 青少年警察学校・スクールポリスオフィサー.....	28
VI NGO.....	29
VII 国家人権委員会.....	29
第5 被害者支援.....	31

I	デジタル性暴力コンテンツの削除支援.....	31
1	KCSC.....	31
2	中央デジタル性犯罪被害者支援センター.....	35
3	ソウル市デジタル性犯罪被害者支援センター.....	37
II	犯罪被害者ワンストップソリューションセンター.....	38
III	韓国女性の電話.....	39
IV	国家人権委員会.....	40
第6	捜査等の警察の取り組み.....	41
I	概要.....	41
II	ディープフェイクポルノ犯罪への対応.....	41
III	新しい捜査制度の導入.....	42
IV	プラットフォーム事業者との連携.....	43
V	予防・啓発活動・再発防止.....	43
VI	国際的な取り組み.....	43
第7	課題・日本への示唆.....	44
I	概況.....	44
1	デジタル性暴力の定義.....	44
2	デジタル性暴力を許さない制度・運用.....	44
II	法規制.....	44
III	被害者保護の徹底.....	47
IV	国際協力・先端技術の導入.....	50
第8	提言.....	51
I	デジタル性暴力を処罰する法改正について.....	51
II	児童ポルノ処罰法の見直しの検討.....	51
III	デジタル性暴力根絶のための方針・計画の策定と体制構築・削除 支援.....	51
IV	公的支援体制の整備.....	51
V	学校での対応の充実.....	51
VI	事業者の責任の確立および事業者との連携強化.....	52
VII	先端的技術の導入・投資.....	52
VIII	国際協力・国際プラットフォームへの積極的関与.....	52
別紙	53
I	性暴力犯罪の処罰等に関する特例法（略称：性暴力処罰法）.....	53
II	性暴力防止及び被害者保護等に関する法律（略称：性暴力防止法）.....	55
III	児童・青少年の性保護に関する法律（略称：青少年性保護法）.....	58
IV	電気通信事業法.....	60
V	電気通信事業法施行令.....	61
VI	情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律 （略称：情報通信網法）.....	62

主な定義・用語

デジタル性暴力(Digital Sexual Violence) : 韓国の大統領ブリーフィングでは、「デジタル機器と情報通信技術を媒介にオン・オフライン上で発生するジェンダーに基づく技術的暴力である。同意なしに相手の身体を撮影し、流布・流布脅迫・保存・展示する行為とサイバー空間で他人の性的自律権と人格権を侵害する行為を全て包括する」としている¹。

デジタル性犯罪(Digital Sex Crime) : 韓国では、犯罪と規定されるデジタル性暴力は、「性的目的のための不法撮影、性的撮影物の不同意流布、通信媒体を利用したわいせつ行為」と定義されている²。

セクストーション(Sextortion) : Sex (性)と Extortion (脅迫) を合わせた合成語SNS等で知り合った相手に性的な画像や動画を送らせ、「拡散する」と脅して、金銭やさらなる画像・動画を要求するといった「性的なゆすり・脅迫」³。

ディープフェイク(Deepfake) : 「ディープラーニング(深層学習)」と「フェイク(偽物)」を組み合わせた造語で、人工知能(AI)技術を用いて生成された偽の画像や映像、音声、またはそれらを生成する技術を指す⁴。

ディープフェイクポルノ(Deepfake Porn/Pornography) : ディープフェイク技術を用いて加工・生成したわいせつ画像や動画。特定の人物の顔写真を別の動画・画像に合成するパターンが典型的で、「性的ディープフェイク」としても知られる⁵。

ハッシュ値(Hash value) : 元のデータ(ファイルやパスワードなど)から、特定の計算式(ハッシュ関数)を使って生成される、固定の長さのランダムな文字列(指紋)。元データが少しでも変わるとハッシュ値も完全に変わるため、データの改ざん検知やパスワード管理に使われる。「ハッシュ」「デジタル指

¹ 大韓民国政策ブリーフィング「デジタル性犯罪」(2021年11月19日)

(<https://www.korea.kr/special/20/policyCurationView.do?newsId=148853543>, 2026年3月19日最終閲覧)。

² 前掲注1「大韓民国政策ブリーフィング」。

³ 特定非営利活動法人ぱっぷす「セクストーションとは?」(<https://www.paps.jp/sextortion>, 2026年3月19日最終閲覧)。

⁴ 総務省「偽・誤情報の流通・拡散等の課題及び対策」令和6年版. 特集②進化するデジタルテクノロジーとの共生 第1節 AIの進化に伴う課題と現状の取組
(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r06/html/nd141210.html#>, 2026年3月19日最終閲覧)。

⁵ 長谷川佳菜「ディープフェイクポルノ —被害の現状と刑事規制の動向—」国立国会図書館 レファレンス903号21-38頁(2026年3月20日) (<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/14670627>, 2026年3月25日最終閲覧)。

紋」とも呼ばれる⁶。

ハッシュDB (Hash DB) : ハッシュ値をデータベース (DB) 化したもの。ユーザーの個人データを公開することなく、既知の有害コンテンツの固有のデジタル指紋 (ハッシュ) をプラットフォーム間で共有できる⁷。

ハッシング (Hashing) : データに対して数学的アルゴリズムを適用し、そのデータを代表する数値「ハッシュ値」を生成するプロセスのこと⁸。

通信事業者・電気通信事業者 : インターネット事業者に関わる以下の事業者全体をさすものであるが、第5層をプラットフォーム事業者ないしプラットフォームプロバイダー (PP)、第2層をホスティング事業者、第3層をインターネットサービスプロバイダー (ISP) 等とも呼ぶ。韓国電気通信事業法は、情報電気通信事業者を、基幹通信事業者 (電気通信回線設備を設置し、又はこれを利用して基幹通信役務を提供する事業者) と付加通信事業者 (上記の基盤の上で付加通信役務を提供する事業者) に区分し⁹、それぞれを規律しており、前者は③ないし①、後者は④⑤を指す。

①第1層：物理インフラ層 (Physical Layer)	光ファイバー / 海底ケーブル / データセンター
②第2層：通信インフラ層 (Telecom Infrastructure)	電気通信事業者 / 通信キャリア / 回線事業者 例：NTT
③第3層：インターネット 接続層	インターネットサービスプロバイダー (ISP) 例：OCN、KDDI、SoftBank、IIJ

⁶ UNODC, *Cybercrime Module 6: Handling of Digital Evidence*, <https://www.unodc.org/cld/en/education/tertiary/cybercrime/module-6/key-issues/handling-of-digital-evidence.html>, last visited March 25, 2026.

Netherlands Forensic Institute (NFI), *Forensic Use of Hash Values and Associated Hash Algorithms*, [Vakbijlage-hashes-v2021_07a_engels_2023.pdf](https://www.nfi.nl/vakbijlage-hashes-v2021_07a_engels_2023.pdf), last visited March 25, 2026.

⁷ Global Network Initiative, *The promise and peril of shared hashes and signals*, October 27, 2025, <https://globalnetworkinitiative.org/hash-databases-due-diligence-and-the-boundaries-of-government-oversight/>, last visited March 23, 2026.

⁸ European Union Intellectual Property Office, *Hashing, Anti-Counterfeiting and Anti-Piracy Technology Guide*, <https://euipo.europa.eu/anti-counterfeiting-and-anti-piracy-technology-guide/technologies-digital-media/hashing>, last visited March 23, 2026.

⁹ 2018年末の「電気通信事業法」改正により、従来の3種類から、基幹通信事業者と付加通信事業者の2種類に再編されると同時に、基幹通信事業が許可制から登録制に緩和された。総務省「大韓民国通信・電気通信事業者の分類」 (https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/korea/pdf_contents.html, 2026年3月23日最終閲覧)。

④第4層：ホスティング・クラウド層 (Hosting)	ホスティング事業者 / クラウド事業者 例：Google Cloud, Xserver
⑤第5層：アプリ・サービス層 (Application Layer)	プラットフォーム事業者 / コンテンツ事業者 例：X, YouTube, Instagram, テレグラム

第1 はじめに

I 調査の趣旨・問題意識

デジタルテクノロジーやAI技術の普及に伴い、これらの技術を悪用した女性に対するインターネット上の暴力が世界的に深刻化している。2018年、国連人権理事会が選任した女性に対する暴力に関する特別報告者は、オンラインにおける女性に対する暴力に関する包括的な報告書を提出し、国際社会に警告を発した¹⁰が、新型コロナウイルス禍を経て、事態はより悪化している。

本報告書では、「デジタル性暴力」を、今回の訪問先である韓国における定義に基づき「デジタル機器及び情報通信技術を媒介として、オンライン及びオフラインで生じる、テクノロジーを介したジェンダーに基づく暴力」と定義するが、ジェンダーに基づくデジタル空間での暴力は、現実世界の性暴力に勝るとも劣らぬ甚大な被害を生んでいる¹¹。

2024年の国連事務総長報告書は、テクノロジーが生み出すジェンダーに基づく暴力には世界共通のパターンがあるとして、デジタルテクノロジーに関連した女性に対する暴力の深刻な現状に警告を発し、加盟国に対し、法律、政策、規制枠組とアカウンタビリティを強化すること¹²、被害者支援サービスを拡充し、司法アクセスを改善すること、社会規範や行動の変容による長期的な視点での防止策に投資すること、データ分析と調査を行うこと、民間企業や情報通信サービス提供者、女性の権利団体や専門家も含むグローバルなイニシアティブやパートナーシップを構築することを求めた¹³。これに呼応し、国際社会ではインターネット上のジェンダーに基づく暴力をなくすための取り組みを強化

¹⁰ United Nations, *Its Causes and Consequences on online violence against women and girls from a human rights perspective*, Report of the Special Rapporteur on Violence against Women 2018, <https://undocs.org/A/HRC/38/47>, last visited March 23, 2026.

¹¹ デジタル性暴力と並んで、国際的には女性に対する「オンライン暴力」(Online violence)、「ジェンダーに基づく技術的暴力」(Technology-facilitated gender-based violence)という言葉が用いられている。前者は、上記国連特別報告者の報告書でも用いられているが、性的な暴力に限定されず、女性に対するオンラインを利用した差別的ヘイトスピーチ、殺害予告、オンラインを利用した名誉毀損、誹謗中傷、ハラスメント、ミソジニー的な攻撃等の心身に有害な影響を与える言動を広く含むものである。後者は、テクノロジーが促進するジェンダーに基づく暴力をさらに広く含み、ネットいじめ、オンラインでのジェンダーハラスメントやセクハラ、サイバーストーカーキング、性的暴行のためのオンラインでのグルーミング、ハッキング、ヘイトスピーチ、オンラインでのなりすまし、テクノロジーを利用して虐待の被害者を探し出し、さらなる暴力を加えることなど、様々な形態があるとされる。本報告書で取り扱うデジタル性暴力は、性的な暴力がデジタル空間を用いて行われることに集中するものである。

プランインターナショナル「若年女性へのジェンダーを理由にした オンライン・ハラスメントに関する調査結果 日本の調査報告書」(2020年10月)
(https://www.plan-international.jp/about/pdf/2020_Freedom_Online_Japan_country_report.pdf, 2026年3月23日最終閲覧)、UNFPA, *Technology-facilitated Gender-based Violence*, <https://www.unfpa.org/TFGBV/>, last visited March 23, 2026.

¹² アカウンタビリティは多義的な概念であるが、国連事務総長報告では、デジタル性暴力の責任の所在を明確にし、加害者を処罰することを指して使用されている。

¹³ United Nations, *Intensification of efforts to eliminate all forms of violence against women and girls*, Report of the Secretary-General 2022, <https://digitallibrary.un.org/record/3988297?v=pdf>, last visited March 23, 2026.

している¹⁴。

日本では、2014年にリベンジポルノを規制・処罰する「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」¹⁵が成立したが、一度も改正がなされることなく今日に至っている。2022年には、ヒューマンライツ・ナウ（以下、HRN）が長年尽力したAV出演強要等の課題¹⁶に関し、AV出演被害防止・救済法¹⁷が成立し、この分野における取り組みとして一步前進と評価できるものの、インターネット上の性暴力被害はAVに限らず広範に広がっている。2023年には、刑法性犯罪規定の改正に際し、16歳未満の児童に対し、性的な姿態等をもってその映像を送信すること等を求める行為が刑法182条第3項で「面会要求罪」として犯罪とされただけではなく、あわせて「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」¹⁸（以下、2023年法という）が成立し、同意のない性的姿態の撮影やその提供等が処罰されることとなった。しかし、後者に関しては、処罰範囲は狭く、被害救済も実効性に乏しい。

また、児童ポルノ規制に関しては、児童ポルノの定義が極めて限定されていることから、当団体では2016年に法改正等の政策提言を行ったものの¹⁹、何らの法改正の議論も進んでいない。

こうした規制環境下において、デジタルテクノロジーに基づく性暴力被害は日本においても深刻化の一途をたどっている。ディープフェイクポルノやセクストーションは、とりわけ低年齢の子どもたちを標的として深刻化している²⁰。2025年には教員グループが女兒の盗撮画像を共有していた等、由々しき事態が発覚した²¹が、これはあくまで氷山の一角と思われる。

この点、近隣のアジア諸国では日本と比較して対応が進んでいる国がみられる。なかでも韓国に関しては、「n番部屋事件」というショッキングな事件を

¹⁴ UNDP, *Unite to end digital violence against all women and girls*, November 25, 2025, <https://www.undp.org/stories/>, last visited March 19, 2026.

¹⁵ e-Gov法令検索「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）」（<https://laws.e-gov.go.jp/law/426AC1000000126>, 2026年3月19日最終閲覧）。

¹⁶ ヒューマンライツ・ナウ「日本：強要されるアダルトビデオ撮影ポルノ・アダルトビデオ産業が生み出す、女性・少女に対する人権侵害調査報告書」（<https://hrn.or.jp/news/6600/>, 2026年3月19日最終閲覧）。

¹⁷ e-Gov法令検索「性行為映像制作物への出演に係る被害の防止等に関する法律（令和4年法律第78号）」（<https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC1000000078>, 2026年3月19日最終閲覧）。

¹⁸ e-Gov法令検索「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）」（<https://laws.e-gov.go.jp/law/505AC0000000067>, 2026年3月19日最終閲覧）。

¹⁹ ヒューマンライツ・ナウ「日本・児童ポルノの実情と課題—子どもたちを守るために何が求められているのか」（https://hrn.or.jp/activity_statement/8307/, 2026年3月19日最終閲覧）。

²⁰ 日本経済新聞「18歳未満の性的ディープフェイク 加害者の半数は同じ学校 警察庁」（2025年12月18日）（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD17AC70X11C25A2000000/>, 2026年3月19日最終閲覧）。

²¹ 読売新聞『教員盗撮グループで6人目、都内の小学校教諭を容疑で逮捕「教員になり児童ポルノ収集」「自分も盗撮」』（2025年10月1日）（<https://www.yomiuri.co.jp/national/20250930-OYT1T50222/>, 2026年3月23日最終閲覧）。

受けて、短期間で法整備と被害者支援の体制構築が進み、被害者にとって特筆すべき法制度と支援体制を確立していることから、日本の今後のあるべき法・制度設計の参考にするべく、視察を実施した²²。

本調査では、韓国におけるデジタル性暴力への法規制、処罰、被害者支援、プラットフォーム等事業者への規制などについて、事前に法制度をリサーチしたうえで、視察に趣き、関係機関を訪問して実際に仕組みを学ぶとともに、制度の実施や実効性等についても調査を行った。

II 調査日程・訪問先

2025年9月23日から26日の4日間、HRN女性の権利チームメンバーは、韓国の首都ソウル市内のデジタル性暴力問題に取り組む以下の機関や団体を訪問した。

日程	訪問先
第1日目	警察の女性・青少年係担当者
第2日目	①韓国放送メディア通信審議委員会 ²³ ②犯罪被害者ワンストップソリューション支援センター ③ソウル市デジタル性犯罪安心支援センター
第3日目	①韓国女性人権振興院 ②中央デジタル性犯罪被害者支援センター ③警察庁のサイバー犯罪捜査課
第4日目	①国家人権委員会 ②韓国女性の電話 ²⁴

²² 韓国の取り組みに関しては、UNDP（国連開発計画）のソウルポリシーセンターから、詳細な報告書が2026年3月12日に公表されており、本報告書とともに参照されたい。*Placing Survivors First: Republic of Korea's Approach to Tackling Technology-Facilitated Gender-Based Violence*, March 12, 2026, <https://www.undp.org/policy-centre/seoul/publications/placing-survivors-first-republic-koreas-approach-tackling-technology-facilitated-gender-based-violence>, last visited March 23, 2026.

²³ 2025年10月1日に名称が変更される以前は、韓国放送通信審議委員会（Korea Communications Standards Commission、略してKCSC）。名称変更後も英語略称はKCSCのままである。KCSCウェブサイト（<https://service.kocsc.or.kr/eng/mainPage.do>, 2026年3月23日最終閲覧）。

²⁴ 「女性緊急ホットライン」としても知られる。AFP BB NEWS 「韓国・女性緊急ホットライン相談、昨年29万件…ストーキング・交際暴力が増加傾向」（2025年5月2日）（<https://www.afpbb.com/articles/-/3575910>, 2026年3月23日最終閲覧）。

第2 韓国におけるデジタル性暴力規制

I 背景

2010年代後半以降、韓国社会ではスマートフォンやオンラインプラットフォームの普及に伴い、同意のない撮影、画像の流出、違法な合成画像、インターネット上の画像の拡散といった形の「デジタル性暴力」が急増した。特に、2020年に摘発された「n番部屋事件」は、未成年女性を含む多数の被害者を対象とした性搾取映像の製作・販売事件であり、それまでの刑法体系では十分に対応できないことが明らかになった。

「n番部屋事件」は、Telegram（以下、テレグラム）という暗号通信のSNSアプリのチャットルームを利用して行われた事件の総称である。

2019年から2020年頃、「テレグラム」を舞台に「n番部屋」と呼ばれるチャットルームで、女性や未成年者を脅して性的な動画画像を撮影し、共有、販売していた。加害者は、ハッキングなどの方法を通じて、被害者らの個人情報や、裸・下着姿などの写真を入手し、その情報を流布・拡散するという脅迫などを用いて、被害者に性的行為などを強要し、チャットルーム上で性的行為を撮影した映像記録を共有した。チャットルームは、「1番部屋」「2番部屋」と番号が振られており、上位の番号になるほど過激な映像が見られる有料制となっていた。

テレグラムは、匿名性、暗号性が強固なため、追跡が困難で、n番部屋の利用者数は約26万人であったと報告されている²⁵。被害者は1154名にも上るとされ、被害当時、被害者らは「奴隷」と呼ばれ、性的行為の撮影の強要とともに、様々な虐待行為を強要されていたとされる。こうした経緯を踏まえ、刑事規制、被害者支援、行政措置という包括的な対応が国を挙げて進められ、これらを網羅する法整備が進められた。

II デジタル性暴力、デジタル性犯罪の定義

韓国では、「デジタル性暴力」とは、「デジタル機器及び情報通信技術を媒介として、オンライン及びオフライン上で生じる、テクノロジーを介するジェンダーに基づく技術的暴力として、同意なしに相手の身体を撮影する行為、流布する行為、流布すると脅迫する行為、保存する行為、展示する行為およびサイバー空間で他人の性的自律権と人格権を侵害する行為を包括する。」と定義されている²⁶。

²⁵ BBC NEWS JAPAN 「韓国警察、性犯罪容疑者の身元を異例の公表 動画を販売」（2020年3月25日）
(<https://www.bbc.com/japanese/52031081>, 2026年3月23日最終閲覧)。

²⁶ 梁瑞希 「韓国における『デジタル性犯罪』処罰規定の改正及び今後の課題 — 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」を中心に — 」 ソシオサイエンス Vol. 30 （2024年3月）
(<https://www.waseda.jp/fsss/iass/assets/uploads/2023/06/01fe7f617186dc5febd61df11f31ed1a.pdf>, 2026年3月23日最終閲覧)。

一方、「デジタル性犯罪」は以下の通り定義されている²⁷。

デジタル機器と情報通信技術を媒介にオン・オフライン上で発生するジェンダーに基づく技術的暴力である。同意なしに相手の身体を撮影し、流布・流布脅迫・保存・展示する行為とサイバー空間で他人の性的自律権と人格権を侵害する行為を全て包括する。現在、犯罪と規定されるデジタル性暴力は、性的目的のための不法撮影、性的撮影物の不同意流布、通信媒体を利用したわいせつ行為などがある。

- ①（不法撮影）スカートの中、後ろ姿、全身、顔、裸体など、用便をする行為、性行為の撮影
- ②（不同意流布、再流布）ウェブハード²⁸、ポルノサイト、SNSなどへのアップロード、グループチャットへの流布
- ③（流通、共有）ウェブハード、ポルノサイト、SNS等の事業者及び利用者への流通、共有
- ④（流布脅迫）家族、知人に流布すると脅迫、別れた後で再会を要求して脅迫、又は流布脅迫を通じて金銭を要求するなどの行為
- ⑤（写真合成）被害者の日常的写真を性的写真と合成した後に流布（知人陵辱）
- ⑥（性的嫌がらせ）サイバー空間内で性的内容を含む名誉毀損や侮辱などの行為

このように多様なデジタル性犯罪の類型があり、韓国では、これらを網羅的に処罰し、被害救済を図ろうとしている。

韓国では近年、デジタル性犯罪の低年齢化が問題となっており、「学校暴力の予防及び対策に関する法律」²⁹（略称、「学校暴力予防法」）に基づき、学校暴力を根絶するための対策が推進されている。従前は、身体的暴力が学校暴力の中心であったが、2014年以降は「学校暴力予防法」の改正でデジタル性暴力も対象となり、現在は学校暴力の8～9割をデジタル性暴力が占める。

III ディープフェイクポルノ

韓国で深刻な被害となっているのがディープフェイクポルノである。ソーシャルメディアの発達で誰でも簡単に顔写真を手にいれ、アプリで画像を作成

²⁷ 大韓民国政策ブリーフィング・前掲注1。

²⁸ ウェブ上のストレージサービスのこと。ネット上でファイルの保存場所を貸すサービスであり、大容量のデータを事業者のサーバーに置いたり、専用のファイル共有ソフトでファイルをやり取りできたりする。YOMIURI ONLINE「著作権無視のウェブハード事業者」（2009年12月11日）
<https://web.archive.org/web/20091214052738/http://www.yomiuri.co.jp/net/security/goshinjyutsu/20091211-OYT8T00931.htm>, 2026年3月23日最終閲覧）。

²⁹ 藤原夏人「韓国におけるいじめ対策法制」国立国会図書館調査及び立法考査局海外立法情報課
(https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8220779_po_02560005.pdf?contentNo=1, 2026年3月23日最終閲覧）。

できるようになった近年、ディープフェイクの技術を悪用し、特定の人の顔写真を本人の同意なしにポルノ動画や画像に合成してインターネット上で多数に拡散させる、といった悪質な行為、いわゆる「ディープフェイクポルノ」が増えている。

行為類型としては、映像物を制作したあと、インターネット上で制作された映像物を拡散している事件が大半である。共通の知り合いの映像物を作って交換したり、芸能人の映像物を制作して不特定多数と共有する事件も相当数あるとされる。

韓国におけるディープフェイクを利用した性犯罪の認知件数は、2021年は156件、2022年は160件、2023年は180件とおおむね横ばいだったが、2024年に1202件に跳ね上がり、2025年1月から7月の間でもすでに1060件となっている。

被疑者の年齢分布に関して、2024年では10代が最も多く80.35%を占め、続いて20代が15.69%、30代が2.93%であり、50代以上の被疑者も報告されている。2025年1月から6月の間でも同様に、10代が最も多く59.52%、20代が32.73%、30代が6.21%であったとされ、低年齢化傾向がみられる。

第3 法的枠組み

I 法改正の経緯

2020年以降に韓国で相次いで行われたデジタル性暴力に関する法改正は、以下の法律に関連し、2020～2024年の間にデジタル性犯罪に関する法整備が急速に進展した。

- 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法³⁰（略称：性暴力処罰法）
- 性暴力防止及び被害者保護等に関する法律³¹（略称：性暴力防止法）
- 児童・青少年の性保護に関する法律³²（略称：青少年性保護法）
- 電気通信事業法³³及び施行令³⁴の改正
- 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律（略称：情報通信網法）の改正³⁵

韓国では、デジタル性暴力を撮影・加工・頒布・視聴・脅迫の全段階で犯罪化している。特に、生成AI技術によるディープフェイクやセクストーション、SNS拡散型犯罪に対しても法的根拠が整備されており、刑罰の重さと被害者支援の両面で、国際的にも先進的な仕組みとなっている。

さらに、被害者がインターネット上での性的画像の迅速な削除を受けることができ、メンタルケアや経済的支援も受けられるように、国と地方自治体が中心となる公的被害者保護制度が構築されている。警察や公的機関と国内外の関連事業者との連携が進む中、被害者保護に向けて、参考に値する実効性あるメカニズムが構築されている。

³⁰ 韓国法制処「性暴力犯罪の処罰などに関する特例法 [施行2025. 10. 1.] [法律第21066号、2025. 10. 1.、他法改正]」（<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsId=011187#0000>, 2026年3月23日最終閲覧）。

³¹ 韓国法制処「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律 [施行2025. 10. 23.] [法律第20930号、2025. 4. 22.、一部改正]」（<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsId=011185&ancYnChk=0#0000>, 2026年3月23日最終閲覧）。

³² 韓国法制処「児童・青少年の性保護に関する法律 [施行2025. 12. 30.] [法律第21274号、2025. 12. 30.、一部改正]」

https://www.law.go.kr/LSW/LsiJoLinkP.do?docType=JO&lsNm=%EC%95%84%EB%8F%99%E3%86%8D%EC%B2%AD%EC%86%8C%EB%85%84%EC%9D%98+%EC%84%B1%EB%B3%B4%ED%98%B8%EC%97%90+%EA%B4%80%ED%95%9C+%EB%B2%95%EB%A5%A0&joNo=001100000&languageType=KO¶s=1&search_put=#, 2026年3月23日最終閲覧）。

³³ 韓国法制処「電気通信事業法 [施行2026. 1. 2.] [法律第21065号、2025. 10. 1.、他法改正]」（<https://law.go.kr/lsInfoP.do?lsId=001733&ancYnChk=0#0000>, 2026年3月23日最終閲覧）。

³⁴ 韓国立法研究院「電気通信事業法施行令 [施行 2025. 3. 30.] [大統領令第35406号、2025. 3. 28.、一部改正]」（https://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=71562&lang=KOR, 2026年3月23日最終閲覧）。

³⁵ 韓国法制処「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律 [施行2025. 10. 1.] [法律第21066号、2025. 10. 1.、他法改正]」
https://www.law.go.kr/LSW/LsiJoLinkP.do?docType=JO&lsNm=%EC%A0%95%EB%B3%B4%ED%86%B5%EC%8B%A0%EB%A7%9D+%EC%9D%B4%EC%9A%A9%EC%B4%89%EC%A7%84+%EB%B0%8F+%EC%A0%95%EB%B3%B4%EB%B3%B4%ED%98%B8+%EB%93%B1%EC%97%90+%EA%B4%80%ED%95%9C+%EB%B2%95%EB%A5%A0&joNo=007000000&languageType=KO¶s=1&search_put=#, 2026年3月23日最終閲覧）。

加えて、2024年の法改正により、急を要する場合に司法警察官吏によるデジタル性犯罪に関する身分秘匿捜査 (undercover identity investigation) が捜査部署の長の事前承認なしに許容されることとなり、また、犯罪収益の没収が義務化されるなどの捜査・法執行上の改正も実現している³⁶。

II デジタル性暴力の処罰

1 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法（性暴力処罰法）

この法律は、性暴力犯罪の加害行為を厳しく処罰するための特別法で、特にデジタル機器や通信網を利用した性犯罪への対応が強化された。

(1) 第13条 通信媒体を利用したわいせつ行為

電話・メール・SNS・映像などを使って、相手に性的羞恥心や嫌悪感を与える内容を送信した場合、2年以下の懲役または2000万ウォン以下の罰金を科す。

構成要件は「自己又は他人の性的欲望を誘発し、又は満足させる目的で電話、郵便、パソコン、その他の通信媒体を通じて性的羞恥心や嫌悪感を引き起こす言葉、音響、文章、絵、映像又は物を相手方に到達させた者」である。

(2) 第14条 カメラ等利用撮影罪

カメラやその他これに類似した機能を備えた機械装置を用いて、性的欲望又は羞恥心を誘発しうる人の身体を、撮影対象者の意思に反して撮影した行為等を処罰する。

行為	刑罰
1項 撮影 撮影対象者の意思に反して撮影	7年以下の懲役または5000万ウォン以下の罰金。
2項 頒布等 頒布・販売・賃貸・提供又は公然と展示・上映（総称して「頒布等」という） ※撮影当時は撮影対象者の意思に反しない場合（自分の身体を撮影した場合を含む）も事後にその撮影物又は複製物を撮影対象者の意思に反して頒布等をした者も同様	7年以下の懲役または5000万ウォン以下の罰金。
3項 営利目的のネット利用頒布等	3年以上の懲役

³⁶ 藤原夏人「【韓国】ディープフェイク性犯罪への対応強化—罰則強化と被害者保護」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』 No.302-1（2025年1月）

（<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/13979499>, 2026年3月23日最終閲覧）。

(営利を目的に映像物等の対象者の意思に反して情報通信網を利用して第2項の罪を犯した者)	
4項 撮影物または複製物を所持・購入・保存・視聴	3年以下の懲役または3000万ウォン以下の罰金。
5項 1項から3項までの常習犯	2分の1まで加重

(3) 第14条の2 虚偽映像物等の頒布 (いわゆる「ディープフェイク」) 生成AIなどで本人の顔や体を合成した性的映像の作成・頒布・視聴を処罰する。構成要件は、「人の顔・身体又は音声を対象とした撮影物・映像物又は音声物 (以下、本条で「映像物等」という) を映像物等の対象者の意思に反して性的欲望又は羞恥心を誘発しうる形で編集・合成又は加工 (以下この条で「編集等」という。) した者」である。

行為	刑罰
1項 編集・合成・加工自体	7年以下の懲役または5000万ウォン以下の罰金。
2項 頒布等 編集物等又は複製物を頒布等又は、編集等当時に対象者の意思に反していない場合でも事後的に意思に反して頒布等すること	同上
3項 営利目的のネット利用頒布等 (営利を目的に映像物等の対象者の意思に反して情報通信網を利用して第2項の罪を犯した者)	3年以上の懲役
4項 編集物等または複製物を所持・購入・保存・視聴	3年以下の懲役または3000万ウォン以下の罰金。
5項 1項から3項までの常習犯	2分の1まで加重

本罪は2020年の法改正で新設されたが、被害がさらに深刻化したことを受け、2024年の法改正で厳罰化され、かつ処罰範囲が拡大した。第4項が新設され、ディープフェイクの所持・視聴まで処罰対象が拡大した。また、第1項の罪も従前は目的犯とされており、「頒布する目的」を検察側が立証する必要が

あったが、改正により目的要件が削除された³⁷。

(4) 第14条の3 撮影物等を利用した脅迫・強要（いわゆる「セクストーション」）

構成要件は、「性的欲望又は羞恥心を誘発しうる撮影物又は複製物（複製物の複製物を含む）、第14条の2第2項による編集物等又は複製物（複製物の複製物を含む）を利用して人を脅迫した者」「第1項の規定による脅迫により人の権利行使を妨げたり、義務のないことをさせた者」である。本罪は2020年改正により新設されたが、2024年改正で、編集物等又はその複製物等（第14条の2で処罰されるディープフェイクポルノ）を利用した脅迫に対する罰則が追加された³⁸。

行為	刑罰
1項 脅迫のみ	1年以上の懲役
2項 権利行使妨害・強要	3年以上の懲役
3項 1項から2項までの常習犯	2分の1まで加重

(5) 第15条～第15条の3 未遂・予備・没収

未遂犯（実行未完でも準備行為があれば処罰）。犯罪で得た利益は没収・追徴される。

2 児童・青少年の性保護に関する法律（青少年性保護法）

この法律は、未成年を性的搾取やデジタル性犯罪から守るための特別法であるが、デジタル性暴力に関連する規定は以下のとおりである。

(1) 定義（第2条）

第2条はまず、処罰対象に関する定義をする。

第4号は、「児童・青少年の性を買う行為」について、「児童・青少年、児童・青少年の性を買う行為を斡旋した者又は児童・青少年を実質的に保護・監督する者等に金品やその他の財産上利益、職務・便宜提供等、対価を提供したり、約束し、次の各目のいずれかに該当する行為を児童・青少年を対象としたり、児童・青少年をしてさせること」であると定義する。

³⁷ 藤原・前掲注34、太田成美「性的なディープフェイク画像、見ても所持しても処罰 韓国で法改正」朝日新聞（2024年9月26日）（<https://digital.asahi.com/articles/ASS9V3HGMS9VUHBI02GM.html>, 2026年3月23日最終閲覧）。

³⁸ 藤原・前掲注34。

4号カ	性交行為
4号ナ	口腔・肛門など身体の一部や道具を利用した性交類似行為
4号タ	身体の全部又は一部を接触・露出する行為として一般人の性的羞恥心や嫌悪感を起こす行為
4号ラ	自慰行為

次に、第5号は、「児童・青少年性搾取物」について、「児童・青少年又は児童・青少年として明白に認識されることができる人や表現物が登場し、第4号のいずれかに該当する行為をしたり、その他性的行為をする内容を表現することによって、映画・ビデオ・ゲーム又はコンピューターやその他の通信媒体を介した画像・映像などの形態になったもの」と定義する。

このような定義が、広範すぎて憲法が保障する表現の自由との抵触があるのではないか、という点が問われたが、韓国憲法裁判所は2015年にこれを合憲と判断している³⁹。

(2) 性搾取物の製作・配布等に関する処罰

第11条は、児童・青少年の性搾取物の製作・配布等を以下の通り処罰する。なお、未遂犯も処罰され、常習犯は刑の2分の1まで加重（7項）される。

行為	刑罰
1項 製作・輸出入	無期または5年以上の懲役
2項 営利目的で販売・貸与・配布・提供、これを目的に所持・運搬・広告・紹介、公然と陳列・上映	5年以上の懲役
3項 配布・提供、これを目的に公告・紹介、公然と陳列・上映	3年以上の懲役
4項 製作者への斡旋	3年以上の懲役

³⁹ 同裁判所は、本規定の導入経緯、立法目的、法定刑の構造などを総合的に踏まえると、「表現物」という文言が広範又は抽象的であるという一点のみをもって、直ちに当該要件の明確性を否定すべきではないと判断した。その上で、たとえ実在の児童・青少年が登場しない場合であっても、児童・青少年として認識され得る表現物によって性的行為等を描写することは、実在の児童・青少年が登場する場合と同程度、又はそれ以上の害悪を生じ得る可能性がある点を重視した。そして、このような懸念から表現物型の「児童・青少年性搾取物」を規制対象に含めた立法趣旨に即して、その意味を把握すべきであると述べた。韓国憲法裁判所2015年6月25日決定（憲法裁判所 2015.6.25. 判決 2013헌가17·24, 2013헌바85(병합) 결정）。

5項 購入・所持・視聴	1年以上の懲役
6項 1項の未遂犯	処罰
7項 1項の常習犯	2分の1まで加重

(3) 第11条の2 児童・青少年性搾取物を利用した脅迫・強要に対する処罰

第11条の2は、子どもに対するセクストーションについて、以下のとおり処罰する。未遂・常習も処罰対象となる。大人に対するセクストーションより刑が重い。

行為	刑罰
1項 性搾取物を利用してその児童・青少年を脅迫	3年以上の懲役
2項 権利行使妨害・強要	5年以上の懲役
3項 1項から2項までの未遂犯	処罰
4項 1項から2項までの常習犯	2分の1まで加重

(4) 15条の2 児童・青少年性搾取目的対話等

青少年性保護法第15条の2は、いわゆる児童・青少年に対する性搾取を目的とした対話行為を新たな規制対象として明確化した規定であり、デジタル環境における性犯罪の未然防止を重視した条文である。

行為	刑罰
1項 (19歳以上の者が児童・青少年に) ①性的欲望や羞恥心又は嫌悪感を誘発する会話を継続的又は反復的にし、又は、そのような会話に持続的又は継続的に参加させる行為 ②2条第4項各目のいずれかに該当する行為をするよう誘引・勧誘する行為	3年以下の懲役又は3000万円以下の罰金
2項 (19歳以上の者が16歳未満の児童・青少年に) ①性的欲望や羞恥心又は嫌悪感を誘発する会話を継続的又は反復的にし、又は、そのような会話に持続的又は継続的に参加させる行為	3年以下の懲役又は3000万円以下の罰金

②第1項各号のいずれかに該当する行為をするよう誘引・勧誘する行為	
3項 第1項及び第2項の未遂犯	処罰

同条第1項では、19歳以上の者が、児童又は青少年に対し、性的搾取を目的として、性的欲望や羞恥心又は嫌悪感を誘発しうる会話を継続的又は反復的にしたり、持続的又は継続的に参加させたり、第2条4号の「児童・青少年の性を買う行為に該当する行為」をするよう誘引・勧誘する行為を禁止している。この規定は、実際の性的被害が発生する以前の段階においても、性的搾取につながる危険性の高い行為自体を違法と位置づける点に特徴がある。特に、オンラインメッセージ、SNS、チャットアプリ等を通じた接触行為が想定されており、デジタル空間における接近行為そのものを規制対象とすることで、被害の予防を図る趣旨が明確である。

第2項では、性的搾取の目的を問わず、19歳以上の者が16歳未満の児童・青少年に第1項各号のいずれかに該当する行為をした場合は、第1項と同様に処罰すると規定されている。

さらに、本条においては、これらの行為が結果的に実現しなかった場合であっても、未遂の段階で処罰の対象とされることが明示されている（第3項）。これは、児童・青少年に対する性犯罪の特性を踏まえ、実害が生じる前の早期段階で介入し、被害の発生そのものを防止することを重視した立法姿勢を示すものである。

このように、第15条の2は、従来の「実際の性行為」や「性的撮影」等に限定された規制から一步踏み込み、児童・青少年に対する性的接近行為や対話段階を含めてデジタル空間における行為を包括的に規制する条文であり、デジタル性犯罪対策における予防的規律の中核をなす規定として位置づけられる。

Ⅲ デジタル性暴力の被害者支援

性暴力防止及び被害者保護等に関する法律（性暴力防止法）

この法律は、性暴力を予防し、性暴力被害者を保護・支援することを目的としたものであるが、不法撮影物等の削除支援に関し、法改正で新たに制度構築がされた。

1 第3条（国等の責務）

国及び地方自治体は、性暴力を防止し、性暴力被害者を保護・支援するために、第7条の3第1項による不法撮影物等・身上情報の削除支援および被害者に対する日常回復支援についての措置と（第1項）、その責任を果たすため、予算上の措置も講じる責務を負う（第2項）。

2 第7条の3 不法撮影物等による被害者支援

第3条の措置の具体的内容として、国と地方自治体は、インターネット上に流出した性的画像・動画（不法撮影物等）を削除する被害者支援を行う。本規定は、2018年に新設され、2020年に改正された。

この規定は以下のことを定める。

- (1) 削除の対象は、①無断撮影物（性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条）、②ディープフェイク合成映像（第14条の2）、③児童・青少年性搾取物（児童・青少年の性保護に関する法律第2条5項）である。
- (2) 被害者本人だけでなく、配偶者・直系親族、兄弟姉妹・代理人も支援を申請することが可能とされる。
- (3) 捜査機関が要請する場合や児童・青少年性搾取物の場合は、被害者等からの申請がなくても削除支援を行う。
- (4) 費用は加害者が負担し、国が費用負担した場合は、加害者に請求できる。
- (5) 国は、「韓国女性人権振興院」などの専門機関に削除支援の業務を委託することができる。
- (6) 削除支援の内容・方法、資料保管の方法・期間、求償手続は性平等家族部令で細則を規定する。

3 第7条の4 中央デジタル性犯罪被害者支援センター

これは2024年に新設された規定である。

(1) 国は「韓国女性人権振興院」に中央デジタル性犯罪被害者支援センターを設置し、全国の被害者を支援すると規定している。主な業務は、被害相談、削除支援、研究・広報、支援者教育、削除支援・予防に関する国内外の協力体制の構築・交流関係機関との連携、被害者情報を統合管理するシステムを構築、とされる。

(2) 地方自治体の長は、各地域に「地域デジタル性犯罪被害者支援センター」を設置し、被害相談や削除等を実施することができ、センター運営は公共機関や非営利団体に委託することが可能とされる。

以上の通り、国全体で、被害支援のメカニズムが構築された。

上記の中央デジタル性犯罪被害者支援センターの設置および運営は、個別の施策として位置づけられているものではなく、関連法令によって制度的に支えられている⁴⁰。

⁴⁰ 同センターは性暴力防止法第7条の4（中央デジタル性犯罪被害者支援センター等の設置・運営）に基づき、制度的に設置・運営されている。

後述する、電気通信事業法、情報通信網法の2024年改正により、事業者に対し、デジタル性犯罪にかかる情報の削除・遮断が義務付けられたことで、被害者支援の実効性を確保し、違法情報の流通や二次被害の拡大を抑止する制度的枠組みが構築された。

さらに、児童・青少年のデジタル性暴力被害に関しては、児童・青少年性保護法の2024年改正により、第38条の2が新設され、デジタル環境において発生する青少年への性犯罪に対し、国家が積極的に対応すべき責務を負うことが明確化されている。また、第38条の第23項では、①オンライン上で流通している児童・青少年性搾取物について、警察が遅滞なく削除・遮断措置を要請すること、②第15条の2に該当する行為が疑われる場合に、その中止を求め、必要に応じて警告を行うこと、③再被害のおそれが大きい児童・青少年を保護施設等へ引き渡すこと、という3つの措置が規定されており、これらは、被害の拡大を防止することを目的とした具体的な措置に該当する。

IV インターネット事業者への規制等

1 電気通信事業法

インターネット上の不法撮影物を迅速に削除する仕組みを整える法律である。同法は、電気通信事業者を、基幹通信事業者（電気通信回線設備を設置し、又はこれを利用して基幹通信役務を提供する事業者）と付加通信事業者（上記の基盤の上で付加通信役務を提供する事業者）に区分し、それぞれを規律している。後者は、（ホスティング事業者、SNS、動画共有サイトなどのプラットフォーム事業者）を指す。

(1) 第22条

インターネット上の付加通信事業者（SNS、動画共有サイトなど）は、科学技術情報通信部に届出・登録が必要とされる。

(2) 第22条の5

第22条の5（付加通信事業者の不法撮影物等の流通防止）は、2020年改正で新設された条文で、通信事業者の削除義務とその仕組みについて、以下のとおり定める。

1項 第22条第1項の届け出をした付加通信事業者は、自ら運営・管理する情報通信網上の「不法撮影物等」の流通を、申告、削除請求又は大統領令で定める機関・団体の請求等を通じて認識した場合には、遅滞なく削除・アクセス遮断等流通防止に必要な措置を講じなければならない。

1) ここで、不法撮影物等とは、性暴力犯罪の処罰等に関する特例法第14条（撮影罪等）、第14条の2（ディープフェイク）、児童・青少年の性保護に関する法律の児童・青少年性搾取物である、とされる。

- 2) 法第22条の5第1項において「大統領令で定める機関・団体」とは、次の各号の機関・団体をいうとされる〈改正 2024. 3. 19.〉
 - ①「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」第10条第1項による性暴力被害相談所
 - ②「両性平等基本法」第46条の2第1項による韓国女性人権振興院
 - ③その他、次の各目のいずれかに該当する機関・団体として放送通信委員会が定めて告示する機関・団体
- 3) 削除要請を受けた事業者は、対象となる情報が違法撮影物に該当するか判断が困難な場合は、放送メディア通信審議委員会（KCSC）に審議を要請することができる。KCSCはこれを受けて、審議・議決した結果を事業者へ通知しなければならない。KCSCから違法撮影物に該当するとの通知を受けた事業者は、遅滞なく22条5により削除・接続遮断等流通防止に必要な措置を取らなければならない。
- 4) 第22条の6（流通防止措置等の未履行に対する課徴金の賦課）
第22条の6は、削除義務に従わなかった事業者へのペナルティを規定する。

KCSCは、第22条の5第1項に基づく不法撮影物等の削除・アクセス遮断等 流通防止に必要な措置を故意に講じなかった者に対し、大統領令で定める売上高の100分の3以下の金額を課徴金として賦課することができると規定する⁴¹。

以上のように、電気通信事業法においては、是正命令による早期是正、登録取消しや廃業命令による事業継続の制限、さらには刑事処罰による抑止という複層的な制裁体系が構築されている。これにより、電気通信事業者は、単にサービス提供者としての役割にとどまらず、違法・有害情報への対応や利用者保護に関して、高い法令遵守責任を負うことが制度上明確化されている。

このような電気通信事業法上の規律は、情報通信網法や青少年性保護法と相互に補完し合いながら、デジタル空間における性犯罪対策および被害者保護を支える基盤的制度として位置づけられている。

2 情報通信網法

⁴¹ 加えて、電気通信事業法第27条では、法令違反や公共の利益を著しく害する行為が認められた場合に、電気通信事業者の登録取消しや廃業命令を行うことができる旨が規定されている。この規定は、違法行為を繰り返す事業者や、是正措置に応じない事業者を市場から排除するための強力な行政的手段として位置づけられており、制度全体の実効性を担保する役割を果たしている。また、第92条第1項では、法令違反が認められた場合に、主管行政機関が是正命令を発することができることとされている。これは、直ちに厳罰を科すのではなく、まず違反状態を解消させることを目的とした行政処分であり、電気通信事業者に対して、違法又は不適切な運用の是正を促す段階的な規制手法として機能している。さらに、第65条の2では、一定の重大な違反行為について刑事処罰を科す旨が規定されている。この刑事処罰規定により、悪質性の高い違反や、被害の重大性が認められる行為については、行政処分にとどまらず、刑事責任を追及することが可能となっている。

情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律は、デジタル空間における情報流通の促進と利用者保護を基本目的とする法律であり、近年の改正を通じて、デジタル性犯罪を含む違法・有害情報への対応および被害者保護の機能が大きく強化されている。まず、第4条の2(2024年改正)は、情報通信網の安全な利用環境を確保し、利用者の権利を保護することが国家および関係主体の基本的責務として位置づける。そして、第4条第2項第7号の2では、国家および関係機関が、デジタル環境において発生する性犯罪等による被害の防止および被害者支援のための施策を講じるべき責務を負うことが明記されている。⁴²

次に、第44条は、インターネット利用者は、プライバシー侵害又は名誉毀損等、他人の権利を侵害する情報を情報通信網に流通させてはならない(1項)として、情報通信サービス提供者に対し、自己が運営・管理する情報通信網に第1項による情報が流通しないよう努力義務を課す(2項)。また、放送メディア通信審議委員会(KCSC)は、情報通信網に流通する情報によるプライバシー侵害又は名誉毀損等、他人に対する権利侵害を防止するために、技術開発、教育及び広報等についての施策を整備し、情報通信サービス提供者に勧告することができる(3項)とする。

さらに、新設された第44条の7(不法情報の流通禁止等)⁴³は、不法情報の流通禁止を定める(第1項)とともに、KCSCが、不法な情報に関し、審議委員会の審議を経て情報通信サービス提供者、掲示板管理者、運営者に当該情報の取扱いの拒否・停止・制限を命じることができると規定し(第2項)、デジタル性犯罪に関する情報(性暴力犯罪の処罰等に関する特例法14条および14条の2に該当する情報、児童・青少年の性保護に関する法律に基づく児童・青少年性搾取物)に関しては、拒否・停止・制限を命じなければならない(第3条)と規定する。

第5項には、情報提供事業者に対し、これら不法情報に関する情報流通防止

⁴² この規定は、情報通信網を通じた被害を単なる個別事件としてではなく、社会的課題として捉え、政策的に対応する根拠条文として位置づけられている。第5条の2では、情報通信サービスの提供に伴い、利用者の安全および人権を保護するために必要な措置を講ずる責務が規定されている。これにより、事業者は、サービスの利便性や効率性のみならず、違法行為の防止や被害発生時の適切な対応についても、制度的責任を負うことが明確化されている。第44条の9は、情報通信網を通じて流通する違法撮影物やデジタル性犯罪関連情報に対し、迅速な削除や遮断等の措置を講じるための手続や体制に関する規定である。この条文は、被害拡大を防止する観点から、事後的対応だけでなく、速やかな流通遮断を可能とする制度的枠組みを整備することを目的としている。また、第64条の5では、違法情報への対応や被害者保護に関して必要な専門機関との連携、支援体制の構築等について規定されており、行政機関と専門支援機関、事業者との協力体制を制度的に支える役割を果たしている。これらの義務や措置に違反した場合には、第76条第2項および第76条第3項第25号に基づき、行政罰や過料等の制裁が科されることとされている。これにより、情報通信サービス提供者が法令上の義務を遵守しない場合には、具体的な不利益が生じる仕組みが設けられ、制度全体の実効性が確保されている。以上のように、情報通信網法においては、国家の責務、事業者の義務、違法情報への対応手続、専門機関との連携、ならびに制裁規定が一体的に構成されており、デジタル性犯罪対策および被害者保護を支える中核的な法制度の一つとして機能している。

⁴³ 第44条の7については、インターネット空間における不法情報対策の強化のため、2026年1月6日に改正が行われており、2026年7月に施行される予定だが、2026年2月現在ではまだ施行されていない。

のため、技術・管理措置を講ずることが義務付けられている。ここで、「情報通信サービス提供者」とは、「電気通信事業法」に基づき、電気通信役務を利用して情報を提供または情報提供を媒介する者とされ、付加事業者のみならず、インターネットサービスプロバイダ（ISP）も含まれる⁴⁴。

こうして、デジタル性犯罪にかかる情報について、情報通信サービス提供者が削除、遮断、閲覧制限等の措置を講じる義務が具体的に規定され、44条の9には、迅速な情報遮断・削除のための具体的な手続および体制が明記されている。

これらの義務に違反した場合には、第73条の処罰規定に基づき刑事罰または行政罰が科されることとされており、被害者支援の実効性を担保すると同時に、違法情報の流通や二次被害の拡大を抑止する制度的仕組みが構築されている⁴⁵。

以上の法改正を通じて、韓国においては、被害者支援、事業者責任、国家および地方自治体の関与、ならびに違反行為に対する処罰が相互に連動する包括的なデジタル性犯罪対策の枠組みが整備されており、中央デジタル性犯罪被害者支援センターは、これらの法的基盤を実務レベルで統合し、全国的な被害者支援を担う中核機関として機能していると位置づけられる。

V 総括および日本との比較

以上の通り、韓国のデジタル性暴力法体系は、

- ① 刑事規制の強化（撮影・編集・頒布等・視聴）
- ② 被害者支援の制度化（削除支援等）
- ③ 行政・通信事業者の法的責任の明確化

を三本柱として構成され、2020年から2024年の改正で世界的にも非常に進んだ法制度の一つとなっている。

このほか、刑法上の犯罪も含めた、デジタル性犯罪に関する規律の全体像は以下のとおりである⁴⁶。

⁴⁴ 白井京「韓国におけるインターネットへの法的規制—サイバー暴力と有害サイト規制」国立国会図書館調査及び立法考査局外国の立法239（2009年3月）

（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000119_po_023905.pdf?contentNo=1, 2026年3月23日最終閲覧）。

⁴⁵ 第44条の9第1項に違反し、不法撮影物等の流通防止責任者を指定しなかった者等については、第76条により過料が科される。

⁴⁶ 韓国法制処「犯罪タイプ別の罰則基準」生活法令情報

（<https://www.easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?csmSeq=1594&ccfNo=2&cciNo=4&cnpClsNo=1>, 2026年3月23日最終閲覧）。

区分		適用法	法定型
撮影物の利用	違法撮影	「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条第1項	7年以下の懲役または5000万ウォン以下の罰金
	頒布等	「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条第2項	7年以下の懲役または5000万ウォン以下の罰金
		「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条第3項	3年以上の有期懲役
		「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第44条の7（第1項第1号違反）及び第74条第1項	1年以下の懲役または1000万ウォン以下の罰金
	脅迫・強要	「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条の3第1項	1年以上の有期懲役
		「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条の3第2項	3年以上の有期懲役
		「刑法」第283条第1項	3年以下の懲役、500万ウォン以下の罰金、拘留又は課料
		「刑法」第324条第1項	5年以下の懲役または3000万ウォン以下の罰金
	虚偽映像物製作及び頒布等	「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条の2第1項	7年以下の懲役または5000万ウォン以下の罰金
		「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条の2第2項	7年以下の懲役または5000万ウォン以下の罰金

		「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条の2第3項	3年以上の有期懲役
	所持・購入・保存・視聴	「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条第4項	3年以下の懲役または3000万ウォン以下の罰金
児童・青少年対象	性搾取物の製作・配布など	「児童・青少年の性保護に関する法律」第11条第1項	無期または5年以上の懲役
		「児童・青少年の性保護に関する法律」第11条第2項	5年以上の有期懲役
		「児童・青少年の性保護に関する法律」第11条第3項	3年以上の有期懲役
		「児童・青少年の性保護に関する法律」第11条第4項	3年以上の有期懲役
		「児童・青少年の性保護に関する法律」第11条第5項	1年以上の有期懲役
	性搾取物を利用した脅迫・強要	「児童・青少年の性保護に関する法律」第11条の2第1項	3年以上の有期懲役
		「児童・青少年の性保護に関する法律」第11条の2第2項	5年以上の有期懲役
	売買行為	「児童・青少年の性保護に関する法律」第12条第1項	無期または5年以上の懲役
	性を買う行為など	「児童・青少年の性保護に関する法律」第13条第1項	1年以上10年以下の懲役または2000万ウォン以上5000万ウォン以下の罰金
		「児童・青少年の性保護に関する法律」第13条第2項	3年以下の懲役または3000万ウォン以下の罰金

強要行為など	「児童・青少年の性保護に関する法律」第14条第1項	5年以上の有期懲役
	「児童・青少年の性保護に関する法律」第14条第2項	7年以上の有期懲役
	「児童・青少年の性保護に関する法律」第14条第3項	7年以下の懲役または5000万ウォン以下の罰金
	「児童・青少年の性保護に関する法律」第15条の2	3年以下の懲役または3000万ウォン以下の罰金
性的虐待行為など	「児童福祉法」第17条第2号及び第71条第1項第1号の2	10年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金
デジタル空間内の性的嫌がらせ	「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第13条	2年以下の懲役または2000万ウォン以下の罰金
	「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第24条第2項及び第50条第2項	3年以下の懲役または3000万ウォン以下の罰金
	「児童・青少年の性保護に関する法律」第31条第3項及び第4項	7年以下の懲役または5000万ウォン以下の罰金
	「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第70条第1項	3年以下の懲役または3000万ウォン以下の罰金
	「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第70条第2項	7年以下の懲役、10年以下の資格停止または5000万ウォン以下の罰金

	「刑法」 第307条第1項	2年以下の懲役や禁固、または500万ウォン以下の罰金
	「刑法」 第307条第2項	5年以下の懲役、10年以下の資格停止または1000万ウォン以下の罰金
	「刑法」 第311条（侮辱）	1年以下の懲役や禁固、または200万ウォン以下の罰金

第4 韓国におけるデジタル性暴力への取り組みを支える各種機構

I 韓国女性人権振興院

1 組織概要

韓国女性人権振興院（以下、振興院）は、2009年に「性売買防止および被害者保護等に関する法律」などを背景に設立された「性平等家族部」（旧・女性家族部）⁴⁷の傘下に位置づけられる独立した法人格を持つ公的支援機関である。性平等家族部が「政策・司令塔」の役割を担う一方、振興院は「現場実装・支援機関」として、性暴力・デジタル性暴力・性売買被害者支援、関連調査研究、現場支援団体のネットワーク構築、専門家研修などを行う。予算は100%政府から拠出されており、全体で約135名の職員で構成され、年間予算は約150億ウォンとされる。

2 中央デジタル性犯罪被害者支援センター

2018年に性暴力防止法に基づいて専門機関として開設された。振興院内の一部署という位置づけで、振興院によって運営されている。予算は年間32億ウォン、システム費用を除くと10億ウォンほどで、40名ほどのスタッフが不法撮影物の削除支援、電話・オンラインでの相談、関連サービスへの連携に対応している。デジタル性犯罪の重大性や緊急性から、例外的に中央センターが直接相談受付から支援までを一元的に行う体制となっている。

前述の通り、電気通信事業法22条5項1項は、デジタル性犯罪にかかる「違法撮影物等」が流通している事情を、申告、削除請求、又は大統領令で定める機関・団体の請求等を通じて認識した場合には、遅滞なく当該情報の削除・アクセス遮断等流通防止に必要な措置を講じなければならないと定めるが、この大統領令で定める機関・団体には中央デジタル性犯罪被害者支援センターと、後述する各地の支援センターが含まれている。

II 各地域のデジタル性犯罪被害者支援センター

1 概要

⁴⁷ 2025年9月26日に政府組織法改正案が可決、同年10月1日から施行されたことで改名された。女性家族部の廃止を盛り込んだ政府組織改編案自体は、2022年10月に発表された。性平等家族部「沿革」

(https://www.mogef.go.kr/mi/amo/mi_amo_f003.do, 2026年3月23日最終閲覧)、KBS WORLD JAPANESE「女性家族部廃止 政府組織改編案を正式発表」(2022年10月7日)

(https://world.kbs.co.kr/service/news_view.htm?lang=j&Seq_Code=83527, 2026年3月23日最終閲覧)、東亜日報、「検察庁廃止 政府組織法、与党が単独で可決 30日公布」(2025年9月27日)

(<https://www.donga.com/jp/article/all/20250927/5873590/1>, 2026年3月23日最終閲覧)。

中央政府とは別に、ソウル市のような予算規模の大きい自治体も、独自の削除支援を実施しており、政府と自治体が連携して隅々まで支援が行き届く体制を構築している。

電気通信事業者法に基づき、中央デジタル性犯罪被害者支援センターだけでなく、地域の17のデジタル性犯罪支援センターも法的な削除支援を行う機関と指定されている。削除要請以外で被害者に提供される支援内容は各センターによって異なる。

2 ソウル市デジタル性犯罪被害者支援センター

ソウル市傘下の機関として2022年に設立され、ソウル市からの予算⁴⁸を基に、およそ300名が働いている。2018年に全国で最初にデジタル性犯罪に関する支援の模範事業を実施し、その後も、デジタル性犯罪の支援センターの必要性に関する研究も行っている。

III KCSC（放送メディア通信審議委員会）

2000年代以降、韓国の放送行政は独立行政機関の放送委員会が、通信行政は政府・情報通信部が担ってきたが、2006年以降見直しが進み、2008年に「放送通信委員会の設置および運営に関する法律」が施行され、大統領直属の放送・通信規制機関KCC（Korea Communications Commission、韓国放送通信委員会）と、放送・通信のコンテンツ内容の審議を行うKCSC（Korea Communications Standards Commission、韓国放送通信審議委員会、2025年10月より、放送メディア通信審議委員会と名称変更）が誕生した。

KCSCは、従前の韓国放送委員会と韓国インターネット安全委員会の規制機能を統合したものであり、その使命は、公共の責任を担保し放送コンテンツの公平性を守ることに加え、インターネット環境を監督し安全なインターネット通信の文化を促進することとされる。モデルは、アメリカとイギリスの放送通信委員会であるが、独自に発展した。最初は4～5人のスタッフで始まり、現在は250人のスタッフがいる。

表現の自由との関係を考慮し、KCSCのコミッショナーやスタッフは民間人の資格で業務にあたり（活動資金は公的資金で賄われている）、事前規制（検閲）ではなく事後規制や対応に当たっている。デジタル性犯罪が深刻化する中、2019年にデジタル性犯罪コンテンツ審査局が設置された。

前述の通り、電気通信事業法22条5項1項は、デジタル性犯罪にかかる「違法撮影物等」が流通している事情を、申告、削除請求又は大統領令で定める機関・団体の請求等を通じて認識した場合には、遅滞なく当該情報の削除・アク

⁴⁸ 2025年9月下旬の訪問時点では260億ウォン。

セス遮断等流通防止に必要な措置を講じなければならないと定めるが、措置義務を負う事業者にとって、削除要請を受けた情報が違法撮影物かどうか疑われる場合、KCSCが審議し、決定するとされる(電気通信事業法施行令第30条の5)。そのため、KCSCはデジタル性暴力の削除支援において要となる機関といえる。

IV 犯罪被害者ワンストップソリューションセンター

韓国のソウルでは、犯罪被害者が1か所で複数の支援を受けられるように、法務部主導の下に14機関が集約された「ワンストップ支援センター」が2024年7月に初めて設立された。施設内に駐在する弁護士・検察官・警察官が迅速な対応をするほか、福祉・金融・雇用なども一体化されており、被害者の法的相談から経済・医療・心理面での支援、生活再建までを一貫して行う。

ディープフェイク被害などのデジタル性犯罪にも対応し、削除支援やセキュリティ確保も充実している。相談回数に制限はなく、支援は無料で、被害者の状況に応じて長期的な支援継続も可能であり、今後は24時間体制や地方展開を目指している。

V 警察

1 警察庁サイバー犯罪捜査課

2024年の法改正により、デジタル性暴力事件は首都庁の専門部署が一元的に捜査を担当する体制になった。これにより捜査の専門性が担保され、被害者がどの警察署に届け出ても事案は専門部署に集約される。捜査権が国家で一元化されているシステムも、迅速な対応に寄与している。デジタル性暴力に関する専従の捜査員は125名である。

2023年以降、ディープフェイクなどのデジタル性犯罪が急増する中、新しい捜査手法を導入した結果、2024年以降から摘発率は上昇している。

2 青少年警察学校・スクールポリスオフィサー

青少年警察学校は、警察署とは独立した建物にある警察内の組織である。全国に警察署は278か所あり、青少年警察学校は56か所である。ソウル市に限ると警察署は31か所で、青少年警察学校は11か所である。

各青少年警察学校には「スクールポリスオフィサー」(School Police Officer, 略してSPO)と呼ばれる警察官が所属しており、全国に1227名、ソウルには150名のSPOがいる。校内暴力やいじめによる若者の自殺などの増加を背景に2004年に「学校暴力予防法」が制定され、SPOは2012年6月に警察庁と教育部の共同により導入された制度である。2014年に「学校暴力予防法」が改正され、校内

暴力やいじめ、麻薬に加え、オンラインギャンブルやディープフェイクポルノなどのデジタル性暴力もその対象となった。

SPOは、警察学校の建物内で、青少年に対する犯罪の予防教育を実施するなどの教育啓発活動を行っている。また、校内暴力やいじめで学校から処分を受けた子どもや少年事件で保護処分になった子ども、退学になった子どもや不登校の子ども、経済的な援助なしに自立できない子どもへの特別教育をしたり、子どもからの相談を受けるなど、直接の支援をしている。保護観察官や弁護士との協力も受けている。

また、SPOは、区域を分けて担当する学校に出向いて、教室に写真を貼ったり、名刺を渡したり、登下校中にキャンペーンをするなどして、生徒らにSPOの存在を知らせ、生徒らが直接メール等で相談ができるようにしている。SPOは生徒から相談を受けた後に、専門の相談につなげる。

また、学校暴力担当の教師の相談を受けたり、状況の把握をするなどして学校と連携して取り組んでおり、保護者からの相談も受けている。

VI NGO

韓国では女性の権利を擁護・促進する市民社会の活動が活発であり、多数のNGOが活動しているが、今回の訪問では、代表的な団体として、韓国女性の電話（「女性緊急ホットライン」）を訪問した。

韓国女性の電話は、韓国で最初期の女性人権NGOの一つとして1983年に設立された。性暴力・家庭内暴力（DV）・デジタル性暴力・ストーカーを含む女性に対する暴力の被害者の支援、シェルターの提供、法制度改善のための提言、差別や社会文化を改善するためのキャンペーンやイベントを行っている。全国に25の地方支部を有し、中央事務局が全体を統括している。主な活動・事業内容には、24時間ホットラインによる相談受付、被害者の緊急保護・シェルター運営、心理・法的支援の提供、ジェンダー暴力に関する啓発・教育プログラムの実施、法改正・政策提言活動（ストーカー処罰法・デジタル性犯罪法制化運動など）が含まれる。

全国にいる職員約150名のうち40名程度が常勤職員として働いている。政府補助金、寄付、プロジェクト資金（助成金）が主な財源で、被害者支援部門の一部は性平等家族部からの委託事業である。2018年以降、特設ホットラインを設置（「デジタル性暴力相談室」）しており、「n番部屋事件」の被害者支援にも関与した。

VII 国家人権委員会

韓国国家人権委員会（National Human Rights Commission of Korea、略してNHRCK）は、2002年に国家人権委員会法に基づき設立された独立国家機関で

ある。1993年に国連総会で採択された「国内人権機関の地位に関する原則」に基づき設置された政府から独立した人権擁護機関である。ちなみに日本は同様の人権擁護機関の設置を国連人権条約機関から幾度となく勧告されているが、設置に至っていない。

差別、人権侵害、セクシュアルハラスメント、ヘイトスピーチ、企業と人権など多様な課題に対応し、調査・救済、政策提言、教育・啓発を三本柱として活動している。

職員は約300名で、調査業務100名、政策業務100名、教育・広報業務100名に大別される。年間予算は約300億ウォン（人件費を含む）であり、国家機関としては比較的充実した体制を有する。委員は11名で構成され、立法・行政・司法・大統領の推薦により任命される。任期は3年であり、人権意識の高い人材を確保するための推薦制度の改善が検討されている。

主な事業内容には、調査・救済活動、賠償・救済措置、政策提言と社会的課題への対応、そして、教育・広報活動があり、資料開示と調査の権限を持つ。

第5 被害者支援

韓国では、デジタル性暴力の被害者支援が充実している。被害者が無料でアクセスし、削除申請の支援を求めることができる公的な機関が多数、きめ細かく存在し、かつ、被害者には負担をかけずに、国内外の事業者との強い連携を生かして、極めて迅速に削除を実施する。そして、生成AIなどの新しい技術開発が進み、最先端の技術を活用して、無数に拡散したデジタル性暴力コンテンツを特定し、モニタリングし、消去する作業に日夜取り組んでいる。

これとあわせて、デジタル性暴力被害者のメンタルケアや経済的支援など、きめ細かい支援が官民において進められている。

I デジタル性暴力コンテンツの削除支援

デジタル性暴力の被害の深刻さは、インターネット上に被害者に関する性的なコンテンツが拡散し、不特定多数の者から閲覧に供されるという点にあり、被害の防止と尊厳の回復のためには、速やかな一斉削除・遮断措置を講じることが求められる。今回の調査では、削除支援を進める公的な機関を訪問し、支援の進め方を具体的に確認した。

1 KCSC（韓国放送メディア通信審議委員会）

KCSC内のデジタル性犯罪コンテンツ審査局のスタッフ数は全部で40人いるとされ、以下のチーム編成で活動している。

①被害受付チーム

24時間体制でヘルプラインを置き、デジタル性暴力の被害相談に応じている。機関からの相談のほか、一般の人の通告も受け付けている。

②緊急チーム

性犯罪に関する受付があったら24時間体制で遮断・削除する体制をつくっている。通報後、24時間以内に遮断・削除対応を行っており、このようなメカニズムは世界で唯一と認識している。警察と連携しており、被害相談があればすぐに警察に通告して協力体制を構築する。また、不法な情報を自ら発見した場合には警察に通告し、協力することを関係機関に求めている。他機関との連携も進めており、最近テレグラムとの連携ができた。一日50～60件の相談を処理している。

③拡散防止チーム

拡散を防止するために、国際協力を促進している。海外のインターネットサービスプロバイダーへの要請を行ったり、国際的なネットワークの構築に注力し、56か国の国際ネットワーク（「国際インターネットホットライン協

会」と連携し、定期的に協力している。

④青少年保護チーム

児童ポルノと児童のディープフェイクポルノへの対応を行っている。

(1) 被害者の申請方法・必要とされるエビデンス

韓国で性的画像の無断拡散やディープフェイクポルノの被害が発生した場合、被害者はKCSCに対して削除・遮断措置を申告することができる。申告方法は主に三つである。

第一に、KCSCの違法有害情報通報ページ⁴⁹から行う方法である。被害内容、デジタル性暴力コンテンツのURL、必要に応じて画面キャプチャ等を提出すれば、KCSCが違法と判断した情報についてプラットフォーム事業者に削除を要請し、国外サーバーの場合にはアクセス遮断措置が取られる。

第二に、韓国内からは118番のホットラインに電話してKCSCに被害申告することができ、緊急性の高い不法撮影物や性搾取物にも対応している。

第三に、KakaoTalk（以下、カカオトーク）⁵⁰の通報窓口を利用する方法があり、被害者はチャット形式でデジタル性暴力コンテンツのURL等を送信することで迅速な削除要請が行うことができる。KCSCへの申告は国籍を問わず可能であり、外国人被害者でも利用できる。これらの制度により、被害者は警察の手続を経ずとも、まずネット上に流通する画像の早期削除を求めることができる一方、加害者特定や刑事捜査は警察の役割であり、必要に応じてKCSCから警察へ情報が共有されることもある。

(2) 削除までの期間

申告を受けてKCSCが削除を審議・決定し、事業者に削除要請を送るまでにかかる時間は、デジタル性犯罪の場合24時間以内であり、事業者は要請に従っておよそ1日で削除する。

(3) 削除の方法

KCSCは法律(電気通信事業法22条5項1項)に基づき、事業者に対して削除要請を行う機関であるため、削除自体は行わないが、削除要請・要請後の流れは以下のとおりである。

まず、①通報等によりデジタル性犯罪コンテンツを認識し、②関連部門が予備審査を行い、③事業者に自主的な削除を要請する、④事業者が従わない場合などに委員会による審査を行い、⑤委員会の決定の通知とフォローアップを行い、⑥デジタル性犯罪コンテンツの拡散防止のために、コンテンツのハッシュ値をデータベース化した「ハッシュDB」を関連事業者と共有する。

⁴⁹ KCSC「違法有害情報通報ページ」(<https://report.kocsc.or.kr/guide/totalInfo>, 2026年3月23日最終閲覧)。

⁵⁰ 韓国発のメッセージング・コミュニケーションアプリ。カカオトーク (<https://www.kakaotalk.jp/>, 2026年3月23日最終閲覧)。

事業者には、通常、命令ではなく要請（上記③）を行う。KCSCの要請を放置すれば社会の非難を受ける恐れがあるので、おおむね97%の事案で事業者は要請を受け入れ、デジタル性犯罪においては、国内事業者はほぼ100%が削除要請を受け入れている。もし自主的要請に事業者が納得しない場合は、委員会審議（上記④）が行われる。

委員は、放送・通信・デジタル犯罪の専門家各3名ずつからなる計9名で構成され（大統領・国会常議委員会・国会議長による推薦）、ほぼ毎日審議が行われている。

（4）削除対象となるデジタルコンテンツ

有罪判決前であっても、また、裁判をすると否とにかかわらず、KCSCの判断で違法コンテンツの削除が可能である。一般人が自分の性行為や性的姿態を撮られたことがわかった場合、裁判の有無に関わらず削除できる。したがって、被疑者が特定されていない場合や、被害者からの申告がない場合の性的コンテンツも削除可能である。さらには、連絡先や情報がわかった場合は緊急対応チームが警察に捜査を依頼する。

（5）削除対象となるか否かの認定手法

後ろ姿だけや身体の一部だけのコンテンツなど被害者が特定できない場合は、削除の必要なしと判断することもある。ディープフェイクポルノに関しては、芸能人の顔を外国のアダルトビデオと併せて外国語を話したり、一般人の場合でも不自然に見えるため、フェイクかどうかを見極めるのは難しくはない。また、「ディープフェイク」と表示されているものもある。

（6）被害申告に基づかない削除

KCSCでは、被害者から申告がない場合でも、約100人のモニタリング要員が稼働し、ネットパトロールをしている。加害者の連絡先や情報がわかった場合は、緊急対応チームが警察に捜査を依頼する流れであるが、警察側でも、900名程度が（デジタル性犯罪以外の違法情報の確認も含めた）ネットパトロールをしている。

（7）モニタリング及び技術

削除後も、再度ネットに掲載されることがないように、100名くらいの体制でモニタリングやネットパトロールをしている。

まず、デジタル性犯罪素材と特定されたコンテンツのハッシュ値をKCSCが生成し、ハッシュDBを韓国法で定められた特定の基準を満たすインターネットサービスプロバイダー（ISP）およびプラットフォームプロバイダー（PP）に提供する。ISPおよびPPは、自社のプラットフォームおよびサービス内に共有されたハッシュDBを導入し、KCSCによって既に審査・フラグ付けされた同一

または類似コンテンツを検知し、ブロック・削除ができるようにすることが義務付けられている。このプロセスにより、有害な素材の再アップロードや再流通が防止され、業界の積極的な連携が強化され、より安全なインターネット環境構築に向けた取り組みが促進される。

韓国ではポルノサイトは禁止されており、日本その他の海外のポルノサイトやデジタル性犯罪コンテンツが記載されたプラットフォーム経由で入ってくる問題に対しては、2019年2月からISPを利用した新技術による一括遮断を導入している。韓国国内に情報が入る前に通信を遮断している。電気通信法に基づき、遮断が可能である。

(8) プラットフォーム事業者との連携

GAFA⁵¹のような海外の巨大プラットホームとは頻繁に連絡を取っており、おおむね対応してくれている。Instagram（インスタグラム）や無料動画共有サイトFC2動画アダルトには遮断とともに削除要請をしており、90%くらいは遮断できている。

テレグラムとは直接連携するようになり、違法情報を確認したときには警察に情報提供をしてくれるようになった。2025年夏、約100か国に連絡してテレグラムに関する情報を集めていたところ、テレグラムから接触してきてホットラインができた。

(9) 国際協力

ほとんどの国内事業者は削除要請に従うが、海外のサーバーやプラットフォームについては複雑で、簡単に削除に至らない。そのため、国際協力に力を入れており、欧州諸国を中心とした56か国の国際ネットワーク International Association of Internet Hotlines（国際インターネットホットライン協会、略してINHOPE）⁵² やSurvivors & Tech Solving Image-Based Sexual Abuse（画像に基づく性的虐待を解決するサバイバー&テクノロジー、略してSTISAT）⁵³、Child Online Protection（インターネット上の子どもの保護、略してCOP）⁵⁴といったグローバ

⁵¹ 米国の大手IT企業「Google（グーグル）」、「Apple（アップル）」、「Facebook（フェイスブック、2021年10月よりMetaに社名変更）」「Amazon.com（アマゾン・ドット・コム）」4社の頭文字をとった造語。グロービス経営大学院「MBA用語集」（https://mba.globis.ac.jp/about_mba/glossary/detail-19766.html, 2026年3月23日最終閲覧）。

⁵² 1999年、欧州委員会（EC）の「より安全なインターネット行動計画（Safer Internet Action Plan）」の下に設立されたインターネットにおけるホットラインの国際的な連合組織。<https://www.inhope.org/EN>。

⁵³ 被害者と生存者を中心とするアプローチで画像ベースの性的虐待（Image-based sexual abuse, IBSA）と闘うことを目的としたグローバルイニシアティブ。STISA公式ウェブサイト。<https://stisa.network/>

⁵⁴ インターネット上の子どもの保護を促進するため、国際電気通信連合（International Telecommunication Union, ITU）が2008年11月に立ち上げたイニシアティブ。公益財団法人日本ユニセフ協会「インターネット上で子どもを守るために ユニセフ/国際電気通信連合（ITU）情報通信技術（ICT）関連企業向けガイドライン発表」（2014年9月5日）（<https://www.unicef.or.jp/news/2014/0057.html>, 2026年3月23日最終閲覧）、ITU, *Child Online Protection*, <https://www.itu.int/en/ITU-D/Cybersecurity/Pages/COP/COP.aspx>, last visited March 23, 2026.

ルイニシアティブと連携している。

国ごとにどこまでがデジタル性暴力の定義は異なるが、海外でのデジタル性犯罪に関しては、判明したコンテンツのURLの情報を相手国に提供して、元情報を削除できるよう依頼するなどの情報共有を行っている。

(10) 日本への期待

日本は児童アニメ性搾取物の規制がないため、韓国で規制しても日本から流入してしまうので、アニメを含めた包括的規制をしてほしい。また、個々の国で対応するより、アジアのネットワークを作った方が効率的なので、グローバル会議に参加するなど、日本の国際的かつ積極的な対応を望んでいる。

2 中央デジタル性犯罪被害者支援センター

デジタル性犯罪については、問題の重大性や緊急性に鑑み、中央デジタル性犯罪被害者支援センターが直接相談受付から支援までを一元的に行う体制となっている。これは、デジタル性犯罪が地域に限定されず、個人情報保護の観点からも中央での集中的な対応が不可欠と判断されたことによる。

KCSC（放送メディア通信審議委員会）など他の機関とも連携しているが、KCSCの主目的が「事業者規制」であるのに対し、当機関は「被害者支援」を主目的としており、最終的な目標が異なる。

GoogleやX（旧Twitter）など、韓国内に支社を持つ事業者とはホットラインを通じて連携しており、これらの事業者は韓国の電気通信事業者法の適用対象となる。また、テレグラムのように韓国内に拠点がない事業者とも、協力的な関係を築けている。

(1) 被害者の申請方法・必要とされるエビデンス

被害者は電話やウェブサイトを通じて削除申請を行うことができ、受付自体は1日以内で完了する。被害者からの直接の要請に基づき、警察の捜査とは関係なく削除支援を開始することが可能である。

(2) 削除までの期間

国内サイトの場合、要請から平均して遅くとも2日（48時間）以内に削除されることがほとんどだが、海外にサーバーを置くサイトは、運営者の連絡先が不明であったり、削除要請に応じなかったりすることが多く、対応が非常に困難である。

(3) 削除の方法

海外のサーバーへ削除要請する場合は、不法撮影物であることを証明する書面を作成し、サイト運営者やホスティング事業者にメールで送付する。被害状況や被害者についてだけでなく、警察が捜査中であることや、同センターや韓

国政府も注目していることも付記する。これには、韓国政府が公式に事案を注視していることを示し、プレッシャーをかける狙いがある。

最初は警察の捜査があるケースに限ってこの方法で削除要請していたが、2025年5月にアメリカで非合意的な性的画像や動画の拡散を規制する連邦法「テイクイットダウン法（Take It Down Act）」⁵⁵が制定され、1年後に施行されることに伴い、海外のプラットフォームに窓口が作られるようになったことから、刑事事件として捜査していないケースも含めて海外プラットフォームに削除申請を行うようになった。

(4) モニタリング及び技術

映像から抽出した特徴データ（ハッシュ値）を利用し、白黒化や反転などの加工が施された動画でも同一のものとして検索・監視するシステムを活用している。このシステムは、約310か所の特定サイトを対象に検索を行うために使用される。KCSCも同様の技術を用いたデータベースを保有しているが、主にプロバイダー側での検索に利用されるものであるため、目的や内容は多少異なる⁵⁶。

(5) 国内プラットフォーム事業者との連携

国内事業者の場合、削除要請するとほぼ対応してくれ、拒否されるケースはほとんどない。テレグラムのように韓国内に拠点がない事業者とも協力的な関係を築けている。

(6) 国際協力

米国とのMOU（覚書・基本合意書）に基づき、特に児童・青少年に関する不法撮影物の削除を要請するルートも活用している。当初、米国サーバーへの働きかけにより削除率が0%から40%まで向上したが、近年は第三国サーバー経由のケースが増加し、再び対応が困難な状況になっている。

(7) 日本への期待・示唆

2018年に、韓国の被害者の動画が日本のサイトに掲載された際、日本の支援団体PAPSを通じて窓口の情報を得て、削除に成功した事例があった。現在、韓国の被害に関連する海外サーバーのうち、約1%が日本にあるとされている。アジア地域の連携の必要がある。

⁵⁵ 国立国会図書館 調査及び立法考査局「【アメリカ】性的な図画の一定の公表を犯罪とする連邦法」外国の立法 No.304-2（2025年8月）（<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/14455474>, 2026年3月23日最終閲覧）、Kim Elsesser「AIポルノ拡散を防止する新法テイク・イット・ダウン法発効へトランプ大統領が署名」Forbes Japan（2025年5月22日）（<https://forbesjapan.com/articles/detail/79330>, 2026年3月23日最終閲覧）。

⁵⁶ Technological Infrastructure for Monitoring and identifying NCIIも参照。

3 ソウル市デジタル性犯罪被害者支援センター

地域デジタル性犯罪被害者支援センターのひとつであるが、ソウル市とソウル警察庁がMOUを結んでいることにより、デジタル性犯罪の被害相談、捜査、削除、予防教育、医療・法律・経済的支援に一括して対応しており、他の地域では見られない包括的な取り組みを進めている。

(1) 被害者の申請方法・必要とされるエビデンス

被害申請はオンライン、訪問、カカオトークでの申告など多様なツールで受け付けており、被害者や保護者、または警察や被害支援機関からの通告が一般的である。子どもや高齢者には書面上で受け付けた後に訪問もしている。捜査機関から書面で被害状況の共有を受けた場合、被害者に書面作成を要請し、映像物がすでに拡散されている場合は削除支援を、まだ拡散されているか不確実な場合はモニタリングを続ける。

(2) 削除の方法

規模の大きいサイトの場合、インターネットサービスプロバイダー（ISP）やホスティング事業者に削除要請をする。電気通信事業法に基づく削除対象である場合は、不法撮影物を通告するフォームを通じてKCSC審議委員会に遮断を要請し、KCSCから削除要請を受けたプロバイダが削除する。サイト自体が規模が小さかったり違法だったりして電気通信事業法の適用対象にならない場合は、サイト運営者に直接削除要請をする。

(3) 司法判断なしに削除対象となるデジタルコンテンツ

電気通信事業法に基づいて削除できるとされているコンテンツが対象で、被害者から通報があれば、司法判断（有罪判決）を待たずに、法律違反があると判断されれば削除請求が可能である。ただ、性的コンテンツといえるために、特定の部位の映像・画像でなければならないので判断が必要である。被害者以外からの申告については、被害者を特定する必要がある。

(4) 削除対象となるか否かの認定手法

被害のあったサイトにアクセスし、電気通信事業法に基づいて削除できるものかを確認する。被害者の特定は必要だが、特定された後は被害者の個人情報を削除する。

被害者とディープフェイクの同定については、被害申告があれば、被害者の身体や顔の一致性を確認して支援に進める。現状、同定に迷うような厳密性が求められるケースは少ない。ディープフェイクポルノで被害が多いのは芸能人であったり、顔見知りの犯行によるケースが多く、ディープフェイク画像とともに被害者の情報を拡散することが多いため、特定につながる。一方、児童青

少年については、AI画像をクリエイティブな創造物とみるか、搾取物とみるかの判定が難しい。

(5) 被害申告に基づかない削除

韓国ではポルノを見るだけで罰せられるため、子どもや青少年が見てしまう前に削除するなど、被害者の申し立てによらない削除・ネットパトロールも実施している。また、児童や青少年の被害が特定された場合や捜査機関から被害者情報が特定された場合も、被害者本人の通告なしに事前の削除支援を行うことがある。

(6) モニタリング及び技術

ハッシングと顔認識技術を合わせたAIプログラム⁵⁷は、ソウルの研究機関と連携して導入したもので、国内で特許をとったプログラムである。被害者の撮影物が持っている特有の特徴をAIで自動追跡し、24時間モニタリングしてフィルタリングをし、分析結果を確認する。

たとえ頒布されていなくとも、頒布されていないか定期的にモニタリングをしている。AIの判定と人間の判断が異なる場合があり得るため、AIがデジタル性暴力と判定しても自動削除要請はせず、人間が確認して削除要請を行う。最終判断は人間が担当する。とりわけ、テレグラムのモニタリングはAIでは困難なため、センターの削除支援チームの5名が対応している。

(7) プラットフォーム事業者との連携

海外にサーバーを置くサイトは韓国の法律に従う義務がないため、削除要請への協力を得ることが難しいのが課題となっている。

(8) 日本への期待

日本の新聞のインタビューを受けるなど、近年日本との関係性が深まっているので、今後さらに日本との交流や関係性を深めていきたい。

II 犯罪被害者ワンストップソリューションセンター

犯罪被害者が1か所で複数の支援を受けられるようにと法務部主導で設立されたワンストップソリューションセンターには、警察・検察・法務・福祉・金融・雇用機関など14の機関が入っている。2024年10月までの相談者の内訳は、性犯罪21%（うちデジタル性暴力8.7%）、凶悪犯罪17.4%、財産12%、ストーカー16%、DV9.2%とされている。同センターでは、支援スタッフ・弁護士・検察官・心理士・警察官などが常駐しており、法的相談から、経済・医

⁵⁷ 従来のハッシュ方式より高度化されたDNA検索システム。ベースの照合技術を採用した、デジタル性犯罪被害者支援センターの「削除支援システム 2.0」プログラム。AHN Byoungjun, 매일경제, May 21, 2025, <https://www.mk.co.kr/jp/society/11322516>, last visited March 23, 2026.

療・心理・生活支援まで一貫して受けられ、支援は無料で長期継続も可能である。また、1人当たりの利用回数に制限はなく、何度相談に来てても一貫して支援は無料である。

被害者に対する金銭的な支援としては、学費支援として、幼稚園から大学、1学期100万ウォンを発生から5年以内支援し、医療費支援として上限 1500万ウォン（重度被害は5000万ウォン以上）を支援し、警備費用として、警察が24億ウォン、ソウル市が2億ウォンを支援している。

安全確保と再被害防止のために、① 被害者に専用スマートウォッチを供与し、緊急時に警察へ通報してもらい、② 112番緊急通報専用ダイヤルへの登録・巡回ルートへの登録・民間警備同行の「安全3点セット」の運用で警備を実施し、③ 加害者にGPSを装着してモニタリングを実施し、被害者と接近（禁止されている）が検知された場合は、警察が出動して即時対応をしている。

デジタル性犯罪に関しては、警察から公式依頼書と記録媒体がワンストップソリューションセンターに届き、被害者とともにソウル市デジタル性暴力安心支援センターへ移行して削除要請などの対応をする。被害者が削除のみに目を向けないで心理的なケアなども同時に受けられるように、まずは、司令塔の役割を担う同センターを一度経由する運用になっている。

同センターには、犯罪被害者保護法の趣旨を踏まえ、犯罪被害者の回復に向けた専門家による包括的支援を提供する法務部によって設立された「スマイルセンター」⁵⁸も入っている。スマイルセンターでは、カウンセリングを受けることができ、精神科医などの専門家が常時カウンセリングをできる体制を整えており、無料で治療とカウンセリングを受けることができる。回数制限はない。

Ⅲ 韓国女性の電話（「女性緊急ホットライン」）

相談内容としては、現在も家庭内暴力と性暴力に関する相談が最も多く、近年ではディープフェイクなどのAI被害や、セクストーションのようなインターネット上の性的脅迫といったデジタル性暴力の増加傾向を確認している。2018年以降、特設ホットライン（「デジタル性暴力相談室」）を設置している。性平等家族部・警察庁・支援センターとの連携で、被害者の削除要請を支援。デジタル性暴力のケースでは、中央デジタル性犯罪被害者支援センターやKCSC、警察庁サイバー犯罪捜査課と連携している。

「韓国女性の電話」は、被害者からの相談を受けた後、センターに削除要請を仲介し、被害者の心理的・法的支援を担当している。また、法的助言や刑事告訴のサポートは、性平等家族部委託の弁護士ネットワークを通じて行われ

⁵⁸ 全国の主要都市に設置され、犯罪被害による精神的苦痛に悩む被害者とその家族に対し、ワンストップサービスを提供している。また、安全な滞り場所を必要とする人たちに一時保護シェルターも提供している。Smile Center, *About Us*, <https://www.resmile.or.kr/pages/?p=31&lang=ENG>, last visited March 23, 2026.

る。特に、デジタル性犯罪被害者支援センターとの関係は緊密で、「削除・通報・心理支援」の三段階を明確に分担しながら連携している。

海外のポルノ動画サイトに投稿・拡散される事例についての相談も受け付けており、海外サイトへの投稿・拡散事例も多数寄せられている。これらは主に米国や日本のサーバーを経由したケースで、韓国女性の電話では、被害者からの相談を受け次第、中央デジタル性犯罪被害者支援センターを通じて削除要請を行っている。

また、インターネット上の女性蔑視的発言や誹謗中傷も相談として多く寄せられる。韓国女性の電話では、被害者に対する心理的カウンセリング、SNS運営会社への通報・削除要請支援、必要に応じて法的手続き（名誉毀損・侮辱罪）のサポートを行っている。さらに、これらのケースを通じて、社会における女性嫌悪（ミソジニー）文化の可視化と、「言葉の暴力」も暴力であるという認識の拡大に努めている。

被害者の多くは社会復帰や心理的回復に時間を要するため、被害者が法的解決を終えた後も、継続的なカウンセリング、就労・生活支援（NGOと連携・自治体制度の利用）、ピアサポートを目的とした当事者コミュニティの運営を通じて、長期的な支援体制を提供している。特に、「再被害の防止」と「社会的孤立の回避」を重視している。

IV 国家人権委員会

国家人権委員会は、デジタル性暴力の削除支援を行う機関ではない。しかし、ヘイトスピーチやミソジニーへの対策として専門チームを設置し、コメント発信や実態調査を行っている。放送コンテンツにおける女性嫌悪表現の調査も実施し、政策改善提案を行った。インターネット上のミソジニーに関しては性平等家族部がメインで取り組んでいる。インターネット上の人権侵害に関しては、教育部署の中で、人権侵害の可能性がある場合は教育し、教育資料も作成している。

第6 捜査等の警察の取り組み

I 概要

2024年の法改正により、デジタル性暴力事件は警察庁の専門部署であるサイバー犯罪課が一元的に捜査を担当する体制になった。これにより捜査の専門性が担保され、被害者がどの地域の警察署に届け出ても、事件の捜査は専門部署に集約されるようになり、専門的な捜査の遂行が可能になった。捜査を国家が一元化して対応するシステムが、迅速な対応に寄与している。警察庁サイバー犯罪捜査課でデジタル性暴力に関する専従の捜査員は125名である。

II ディープフェイクポルノ犯罪への対応

1 ディープフェイクポルノ犯罪の急増と低年齢化傾向

韓国におけるディープフェイクを利用した性犯罪の認知件数は、2021年は156件、2022年は160件、2023年は180件とおおむね横ばいだったが、2024年には1202件に跳ね上がり、2025年1月から7月の間だけでも1060件に上った。ソーシャルメディアの発達により、簡単に写真が手に入り、ディープフェイクポルノ犯罪が急増した。現在では、アプリを使用すれば誰でも作成できるようになった。実際の写真と見分けられないくらい精密度が高くなり、これがSNSやテレグラムで拡散され、被害者は知らないうちに性的な被害を受けている。

被疑者の年齢分布に関して、2024年では10代が最も多く80.35%を占め、続いて20代が15.69%、30代が2.93%であり、50代以上の被疑者も報告されている。2025年1月から6月の間でも同様に、10代が最も多く59.52%、20代が32.73%、30代が6.21%であったとされ、低年齢化傾向がみられる。未熟な未成年者がからかい程度の認識で加害をしたり、犯罪と明確に理解していないといった教育の欠如が背景にある。

2 ディープフェイクポルノに関する警察の新たな捜査体制

2024年の4月から2025年の3月まで、警察庁としてディープフェイクポルノ犯罪に対する特別捜査作戦を実施した。集中的な取り締まり、探知ソフトウェアの活用、テレグラムとの連携の結果、検挙率は大幅に上昇した。2024年から2025年3月31日までの検挙率は63.8%に達し、2021年から2024年までの平均検挙率47.5%から16.3%上昇。2025年上半期は、認知件数910件に対し、逮捕者数は718人に及んでいる。

また、2024年3月から、ディープフェイク画像を探知するためのAI技術を使ったソフトウェアを導入し、積極的に活用している。疑わしい映像や画像をアップロードすると、通常10分以内に真偽を判別できるようになっており、99%の精度でディープフェイクであると判定できるようになった。このツール

の活用により、捜査の効率性が向上した。警察では、探知結果の報告書を作成するが、証拠能力としては認められていないため、主に捜査資料や方向性として活用している。芸能人の肖像を無断利用したり、ディープフェイクであることを自ら告知して拡散しているケースが多いため、これらを証拠にして訴追することが可能である。

3 テレグラムなど主要拡散経路を重点捜査

2024年8月、ディープフェイクが最も悪用されているテレグラムに注目した警察庁は、ほう助罪の適用を前提としてテレグラムを対象とした「立件前調査」⁵⁹を開始した。これまで非協力的だったテレグラムは、交渉の結果、2024年10月以降は捜査に協力的な姿勢に転じ、捜査に協力して様々な情報提供を行うようになった。

こうした取り組みの結果、成果が上がっており、2023年の認知件数180件のうち、逮捕件数は93件、逮捕率は51.6%だった。2024年の認知件数1202件のうち、逮捕件数は530件、逮捕率は44.1%であったものが、2025年1月から6月の上半期で認知件数は910件、逮捕件数は718件、逮捕率は78.9%で推移している。

III 新しい捜査制度の導入

デジタル性犯罪の捜査効率化のため、おとり捜査制度が導入されている。おとり捜査には2つの手法がある。一つ目は、「身分非公開捜査」(concealed identity investigation)⁶⁰と呼ばれ、警察官であることを明かさずに証拠や資料を収集する手法である。もう一つは、「身分秘匿捜査」(undercover identity investigation)⁶¹で、文書作成や契約行為など、より積極的に身分を偽って証拠を収集する手法で、裁判所の許可が必要である。

2021年9月24日から2025年6月30日までに、合計699件の身分秘匿捜査を実施し、1980名を逮捕、そのうち125名を勾留した。従来、おとり捜査は児童・青

⁵⁹ 立件前に犯罪を疑うほどの状況があり、捜査開始可否を決定するための事実関係の確認など必要な場合に行う調査のこと。調査に着手するには、当該司法警察官が所属する捜査部署長の指揮を受ける必要がある。韓国国会法令情報センター「警察捜査規則第19条（立件前調査）[施行2025. 10. 10.] [行政安全部令第585号、2025. 10. 2.、一部改正]」

(<https://law.go.kr/LSW/lsLinkProc.do?lsNm=%EA%B2%BD%EC%B0%B0%EC%88%98%EC%82%AC%EA%B9%99&chrClsCd=010202&mode=20#>, 2026年3月23日最終閲覧)。

⁶⁰ 警察であることを明らかにしない又は否認する捜査手法である。犯罪検挙の必要性が高いところに限り捜査可能である。身分を明らかにしないで犯罪が行われている空間にアクセスしたり被疑者に接触することができる。韓国警察庁のサイバー犯罪捜査課による説明（2025年9月25日）。

⁶¹ 文書、写真、電子記録を変更し、身分を偽装して証拠を収集する捜査手法である。偽装した身分で契約したり取引を行うことができる。犯罪の疑いが十分で他の捜査方法では捜査が厳しい場合に限られる。身分非公開捜査よりも捜査の要件が厳しい。韓国警察庁のサイバー犯罪捜査課による説明（2025年9月25日）。

少年が被害者の事件に限定されていたが、法改正（2025年6月4日施行予定）により成人被害者の事件にも適用が拡大された。

2021年9月24日から2025年6月30日までの捜査の実績

	合計	身分非公開捜査	身分秘匿偽装捜査
実施数	699	528	171
逮捕者	1980	1372	608
勾留者	125	-	-

IV プラットフォーム事業者との連携

韓国国内プラットフォーム事業者は、警察の照会に応じ、捜査に協力している。削除に関して、警察はKCSCと連携しており、国内外のプラットフォーム事業者と連携して削除と遮断の迅速化を進めている。2021年の削除件数は13802件だったが、2024年には54243件にまで増加している。

V 予防・啓発活動・再発防止

検挙者には10代の若者の割合が高いことから、韓国警察庁は、若年層を対象にしたデジタル性犯罪の予防教育資料を制作した。

ディープフェイクポルノの行為者のなかで10代の割合が最も多い理由は、「犯罪だとわかっていない」、「犯罪だと知らない」者が多いためだと分析されている。そのため、スクールポリスオフィサーが小・中・高校で直接、事例中心の特別予防教育を実施している。

VI 国際的な取り組み

ディープフェイクポルノ画像は、全世界に拡散されるため、国際的な連携を通じて効果的な被害者保護を進めることが重要になる。2020年7月、児童・青少年を対象としたディープフェイクポルノ犯罪に関する国際対応プラットフォームが構築された。このプラットフォームには、シンガポールなどの国家や複数の団体が参加しており、ディープフェイクポルノの削除や遮断等の要請や対応、国際的な協力を進めている。日本の警察がこの分野における国際連携において、もっと積極的な役割を果たしてほしいとの指摘があった⁶²。

⁶² 韓国の警察は、国際的な技術支援やトレーニングにも取り組んでいる。国連開発計画（UNDP）と韓国

第7 課題・日本への示唆

I 概況

1 デジタル性暴力の定義

デジタル性暴力については、まず、その定義が問題となる。韓国では、「大韓民国政策ブリーフィング」において、「デジタル機器と情報通信技術を媒介としてオンライン・オフライン上で発生するジェンダーに基づく技術的性暴力」と定義しており、それが使用されるのが一般的である。このように、公的な定義の中で、デジタル性暴力をジェンダーに基づく暴力と定義していることは、国際的な潮流にも合致している。

2 デジタル性暴力を許さない制度・運用

韓国調査を通じてまず明らかになったのは、「デジタル性暴力を許さない」という強い意思が制度構築や運用に反映されていることである。

法的枠組みに関して、デジタル性暴力に関する刑罰法規が、性暴力処罰法、性暴力防止法及び青少年性保護法と多岐にわたり、捜査についても、先端的な手法が導入され、削除要請等を含めたデジタル性暴力に特化した規定が、電気通信事業法等にあるという網羅的な法律があることは特に目を引く。

韓国の制度は前述の通り、

- ① 刑事規制の強化（撮影・製作・配布・頒布・販売・賃貸・提供、公然展示・上映、保存・視聴）
- ② 被害者支援の制度化（削除支援）
- ③ 行政・通信事業者の法的義務の明確化

を三本柱として制度が構築され、日本と比較して非常に進んだ内容と言える。

充実した施策の背景には「n番部屋事件」の存在だけではなく、被害者が自分の身内や関係者にいることがある⁶³。韓国は議員立法が中心の国であり、日本で重視される刑事立法の体系的な整合性よりも、事案の解決が優先されることもこれらの充実した施策を促進する要因となっている。

II 法規制

警察庁は、テクノロジーを利用したジェンダーに基づく暴力への対策において、共同の取り組みを強化する協定を締結しており、UNDPの支援と韓国の経験から得た教訓を活かし、アジア地域や他地域の少なくとも7カ国が、この問題に対処するための警察の能力強化と市民社会の活動を強化を進めている。UNDP, *UNDP and Korean National Police join forces to combat technology-facilitated gender-based violence*, November 22, 2024,

<https://www.undp.org/press-releases/undp-and-korean-national-police-join-forces-combat-technology-facilitated-gender-based-violence>, last visited March 23, 2026.

⁶³ デジタル性暴力について、網羅的な法制度の理由を聞いた際、多くの人が口をそろえて「n番部屋事件」の衝撃を語っていただけではなく、「事件の身近さ」に対する意見も聞かれた。

韓国のデジタル性暴力に関する規制（成人に対するもの）は日本の現行法と比較して以下の通りの違いがある。

韓国条文・論点	概要（韓国）	日本法の対応	主な相違点
第13条：通信媒体を利用した性的言動	SNS・電話等で性的羞恥を与える行為を処罰（2年以下の懲役または2000万ウォン以下の罰金）	明確な包括規定なし・175条の公然性で判断	韓国では個人への性的メッセージによる加害を明示的に犯罪化
第14条1項：不同意撮影	意思に反する撮影を7年以下の懲役または5000万ウォン以下の罰金	性的姿態等撮影罪（3年以下または300万円以下）	韓国は処罰範囲が広く、刑が重い
第14条2項：撮影物の頒布	自己撮影でも事後同意撤回で処罰可	性的影像記録提供罪3年以下または300万円以下。不特定多数への提供は5年以下または500万円以下）	韓国では、事後に同意撤回した場合に提供した場合でも処罰することを明文化
第14条3項：営利目的・ネット利用	3年以上の懲役	私事性的画像記録提供等罪（3年以下または300万円以下）。営利目的に関し、映像送信罪（5年以下または500万円以下）	韓国では、営利・ネット利用を重罰化
第14条4項：視聴・所	視聴も処罰（3年以下の懲役または3000万	記録のみ処罰、視聴は不処罰	“視聴のみ”を犯罪化

持	ウォン以下の罰金)		
第14条5項 : 常習加重	刑の1/2加重	明文なし	-
第14条の2 : ディープ フェイク	作成・頒布・ 視聴を犯罪化 (7年以下の懲 役または5000 万ウォン以下 の罰金)	明文なし (名誉毀損等で 対応)	韓国は処罰、日本 は処罰規定なし
第14条の3 : セクス トーション	性的映像利用 の脅迫・強要 を処罰	脅迫罪の枠組みで対処	韓国は性的映像を 用いた脅迫を明確 に処罰

韓国では、通信環境を利用した性的言動、ディープフェイクポルノ、セクストーションはいずれも処罰対象となっているのに対し、日本では何らの規制、処罰も存在しない。これらのデジタル性暴力被害は、韓国同様、日本でも深刻化しており、規制の必要が高く、かつ刑事罰が運用可能であることを十分に学ぶ必要がある。また、性的姿態の撮影・頒布等に関しては、日本では撮影時に同意がない（ひそかな撮影、不同意の撮影、誤信させた撮影、16歳未満の撮影）画像・動画の不特定多数の者への提供・公然陳列は処罰対象であるが、事後に同意を撤回した場合は処罰対象とされていない（2023年法。なお、インターネットを介した不特定多数への提供・公然陳列はリベンジポルノ法の処罰対象であるが、不特定多数と認められないもの間でのデータ共有は対象外である）。これに対し、韓国は実態に即して処罰範囲が広く、撮影時の不同意が立証されなくても、頒布等の時点で同意がなければ処罰される。これに加えて韓国の方が法定刑もはるかに重い。デジタル性犯罪への厳しい対処の姿勢が示されている。

特に際立っているのは、児童・青少年（19歳未満）を守ることが、国家の義務であるという強い姿勢に基づく立法である。児童・青少年の性保護に関する法律は、児童の間で行われることが多いディープフェイクポルノの被害に対して、いち早く刑事処罰規定を創設しただけではなく、児童・青少年に対して映

像を用いて脅迫・強要する行為（セクストーション）の処罰を導入し、さらに、子どもの性的搾取物の製造・輸出をはじめとする性的搾取物にかかる犯罪については、厳罰を科している。加えて、同法の2020年改正では、いわゆるオンライングルーミングに関する処罰規程（11条の2）も新設された。

この姿勢は、韓国憲法裁判所の「児童・青少年性的搾取物」に関する判断にも表れている。「仮想表現であっても児童を性的対象として扱う歪んだ認識を助長し、性犯罪を誘発する危険性があること」を理由に、表現の自由よりも子どもの安全・安心の保護を優先することに躊躇しない姿勢がみられる。

児童ポルノ・買春処罰法があるとはいえ、児童ポルノは児童の実在が必要としている日本の状況とはかなり異なっている。子どもに対するディープフェイクポルノの被害件数は増加はしているものの、ディープフェイクポルノを正面から規定した法律がなく、実在しない子どもの性的姿態を処罰できないことから、子どもの顔を利用して架空のポルノを作成するようなポルノの処罰は困難を極める⁶⁴。

デジタル技術の普及で急速に拡大する新たな児童ポルノ被害について、実在児童のみを対象する日本の法律で果たしてよいのか、ディープフェイクポルノの処罰を含め、包括的な検討が必要である。また、子どものセクストーション被害も増加しているが、法整備が追い付かないため、有効な対処が困難なままであり、これについても対応が必要である。

III 被害者保護の徹底

被害者支援に関しては、インターネットに拡散したデジタル性暴力の削除や遮断が、被害者にとって死活的に重要であり、一刻も早く削除をすることが人権の回復にとって極めて重要であるとの認識に基づき、国が削除・遮断措置の義務を負い、そのための包括的な法制度と公的な支援体制を確立していることは極めて重要である。

韓国では刑事事件としての立件の有無を問わず、行政が手厚く迅速に削除・遮断などの措置を講じる行政支援の仕組みが確立している。

今回訪問したKCSC（韓国メディア放送通信審議委員会）は、相談・削除要請を受けつけるだけでなく、削除すべきコンテンツについて自らの権限で審議・決定し、削除を事業者に要請するという対応を行っている。また、削除支援のための公的支援機関として、中央デジタル性暴力被害者支援センター及び地域デジタル性犯罪被害者支援センターが削除要請等の被害者支援を担ってい

⁶⁴ 法文上対応が困難なディープフェイクの問題において、一部に対しては、わいせつ電磁的記録記録媒体陳列罪の疑いで書類送検されたという。板倉大地「性的画像に加工、子の被害79件 タブレット悪用、画像販売の生徒も」朝日新聞デジタル（2025年12月18日）

（<https://digital.asahi.com/articles/ASTDK1GHMTDKUTIL02KM.html>, 2026年3月23日最終閲覧）。

る。そして、これらの公的支援機関が、削除支援が迅速かつ確実に実施できるのは、通信事業者にデジタル性犯罪に関するコンテンツの迅速な削除義務を課し、KCSCにデジタル性犯罪コンテンツに関する判定権限を委ねるといった制度的裏付けがあるからである。

電気通信事業法と情報通信網法の改正により、不法撮影物等の頒布等を防止するために、プラットフォーム事業者には不法撮影物等の削除や接続遮断等の拡散防止措置をとる義務が課され（22条の5第1項）、拡散防止措置に違反した場合には、課徴金の付加や事業登録取消命令等の行政処分が行われるほか、刑事処分（95条2）が行われるように整備された。

被害者はただ被害を申告すればよく、その後は公的機関が一元的に対応し、被害者本人が負うべき負担はほとんどない。削除要請は、被害者のみならず、配偶者や直系親族・兄弟姉妹の申請でも受け付けられる。

さらに、AI技術の活用によって、被害申告を受けたデジタル性犯罪コンテンツは、半永久的・自動的にモニタリングされ、再度アップロードされても検知され、被害者の手を煩わせることなく削除が実現する仕組みとなっている。

条文（韓国）	内容（韓国制度の要点）	日本の対応	主要な違い
第3条1項8号	国に削除支援・日常回復支援の責務を明記	国の責務の明文規定なし 検察官は押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去をすることができる（2023年法）	日本は支援義務を法定していない
第7条の3 違法撮影物被害支援	削除支援・費用立替・代理申請費用は加害者負担	包括制度なし 削除申請は被害者負担が基本	韓国は国家による被害者支援を義務化し、制度を確立 日本は対応な

			し
同条3項 申請を必要と しない支援	捜査機関介入時は被害者 の申請がなくとも自動的に削除支援	明文化なし	
同条4・5項 費用求償等	加害者へ削除費用求償 人定調査請求権	制度なし	費用回収の制 度化の有無
第7条の4 支援センター 設置	中央+地域センターを法 定化	公設センターな し ワンストップ/ 民間が中心	国家ネット ワーク体制の 違い
電気通信事業 法22条の5	事業者へ削除義務+違反 は課徴金	削除義務なし (自主対応)	行政命令によ る削除・遮断 が可能

これに対し、日本では、韓国と同様の公的機関による削除・遮断の仕組みは一切ない。2023年法により、撮影時に同意がない（ひそかな撮影、不同意の撮影、誤信させた撮影、16歳未満の撮影）画像は、押収したものに関して、起訴事案でなくても検察官が消去できる、とされたが、手続上極めて複雑であり、検察官の消去は義務ではない。刑事事件としての立件・起訴の有無を問わず、被害申告により公的機関が削除を推進する韓国の体制とは極めて大きな乖離がある。

インターネット上のデジタル性暴力にかかる情報に関しては、総務省の外郭団体である「違法・有害情報相談センター」⁶⁵が同様の役割を担う部局とされているが、支援のレベルは著しく劣悪であり、同センターがメールでアドバイス・指示を行い、被害者本人が自らコンテンツの削除を行う、という仕組みであるうえ、事業者の削除義務がないことから、事業者の任意の協力を得るしかない。AI技術を導入したモニタリングもないため、被害者自らがモニタリングをすることを余儀なくされるため、被害者に過酷な負担を強いる極めて残酷なシステムというべきである。

⁶⁵ 違法・有害情報相談センターIllegal Harmful Hotline (<https://ihaho.jp/>, 2026年3月23日最終閲覧)。

加えて、日本には韓国のような国内人権機関は存在しない。法務省の人権擁護局においては、この種の被害救済受付を排除はしないものの、人権侵害の判定に長い期間がかかり、即時迅速な削除対応を手厚く行える機関とは到底言い難く、韓国の公的支援体制とは雲泥の差が生じている。

こうした中、日本では被害者支援はNPO法人PAPSに依存しているが、一民間団体が韓国の公的機関が国家予算をかけて遂行している業務を全て担えるわけではなく、韓国のシステムを見習い、抜本的な制度構築を実現する必要がある。

また、日本の情報流通プラットフォーム対処法は、表現の自由に重きを置き、違法有害情報のコンテンツ削除に関するプロバイダーの私法的免責を規定するにとどまっております、デジタル性犯罪コンテンツに関する期限を付した削除義務は規定されていない。デジタル性犯罪の深刻さに鑑み、制度は抜本的に見直される必要がある。あわせて、通信事業者と政府・公的機関の連携も、デジタル性暴力コンテンツの削除・遮断という課題解決に向け、強化していくことが求められる。

削除支援にとどまらず、韓国では被害者に対する総合的な支援が、ワンストップで行われている。金銭的な支援やメンタル面でのカウンセリングサポート等、すべての必要なニーズに対応しており、被害者は無料で支援を受けることができる。カウンセリングサポートは、回数制限なく、いつでも受けることができるとされており、日本とは大きな違いがある。日本においては性暴力のワンストップ支援センターが各都道府県に設置されているが、国から拠出される予算は極めて少額でニーズに満たないものである。この点でも韓国との大きな開きがある。

IV 国際協力・先端技術の導入

デジタル性犯罪の特徴は、被害が国境を越えて拡散すること、さらにデジタルテクノロジーを使った犯罪の手口が日々進化し、無制限かつ半永久的に被害が拡大することにある。こうした中、迅速に被害救済を進め、犯罪を処罰するには、国際協力と先端技術の導入が不可欠である。

様々な機関を訪れて痛感したのは、韓国の警察や公的機関が積極的に国際協力のスキームに参加し、機関連携や新しい技術の活用を通じて越境する被害の救済に迅速に対応しようとしているのに対し、日本がこうした国際的ネットワークにおいて存在意義がほとんど見られず、積極的な国際連携を行わないまま、デジタル性暴力根絶の国際的趨勢から取り残されている現状である。

デジタル性暴力は国が明確なビジョンと方針をもって取り組めば、事業者や国際的な連携の促進、先端技術の活用を通じ、被害者救済や加害者処罰などを大きく進めることができる。日本のデジタル性暴力被害者がなすすべもなく、

極めて困難な苦境に置かれているのは、政府の対応が著しく遅れているからに他ならない。

第8 提言

HRNは、韓国調査を踏まえ、以下の通り政府に勧告する。

I デジタル性暴力を処罰する法改正について

日本は、急激に深刻化するデジタル性暴力に関し、明確に犯罪として処罰する立法を整備すること。

以下の法整備を早急に実現する必要がある。子どもに対してはとりわけ厳しい刑罰を科す必要がある。

- 1 ディープフェイクポルノの製造、頒布・販売・賃貸・提供、公然陳列・上映、視聴、保存を処罰する立法の整備
- 2 セクストーションを明確に処罰する立法の整備
- 3 インターネット上での通信媒体を利用した、相手方の同意のない性的言動を処罰する立法の整備
- 4 性的姿態に関する画像・映像の、本人の同意のない頒布を処罰する立法の整備

II 児童ポルノ処罰法の見直しの検討

実在児童が存在する児童ポルノのみを処罰対象とし、構成要件が極めて限定されている現行法に関し、被害実態に即した見直しの検討を開始すること。

III デジタル性暴力根絶のための方針・計画の策定と体制構築・削除支援

政府において、深刻化するデジタル性暴力の根絶を優先的な課題として確認し、デジタル性暴力根絶のための方針及び計画を策定し、司令塔となる省庁を指定するなど、推進体制を確立すること。内閣府男女共同参画局、デジタル庁、総務省はその中心的な役割を果たすべきである。

この課題の重大性に鑑み、実施には十分な予算措置を講じること。韓国と同様の公的な削除システムを構築すること。十分な予算措置を講じること。

IV 公的支援体制の整備

韓国の制度を参照し、デジタル性暴力の被害者が気軽に無料で相談できる公的な相談機関を設置し、当該機関が被害検知後、刑事手続を経ることなく、迅速にデジタル性暴力コンテンツの削除及び遮断を自ら担う体制を確立すること。

支援機関が被害者への手厚い支援を実施し、最先端のデジタル技術に投資できるように、十分な予算措置を講じること。

V 学校での対応の充実

韓国の青少年警察学校・SPO制度を参考に、若者間で急増するデジタル性暴力事案の予防および支援について、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」⁶⁶の見直しを含め、その対応策を早急に検討すること。デジタル性暴力の深刻さを青少年に理解してもらい、被害者にも加害者にもならないための啓発教育を抜本的に強化すること。

VI 事業者の責任の確立および事業者との連携強化

現行の情報流通プラットフォーム対処法を改正し、デジタル性暴力コンテンツの迅速な削除および遮断をプラットフォーム事業者に義務付け、懈怠に対して罰則を科す法制度を実現すること。

あわせて、国内外の事業者との連携を促進し、デジタル性暴力根絶に向けた協力・連携・情報共有を進めること。

VII 先端的技術の導入・投資

韓国の例を参照し、AI等最先端の技術等を活用してデジタル性暴力コンテンツを検知し、一斉削除ができるように先端技術を導入した機器を導入し、技術に投資すること。

VIII 国際協力・国際プラットフォームへの積極的関与

日本は、デジタル性暴力根絶のため、二国間、他国間の捜査共助を積極的に進め、海外の事業者との連携を強化すること。

デジタル性暴力への対処のために、世界的に、官民の垣根を超えて構築されている国際的なプラットフォームに積極的に関与し、実効的かつ迅速な被害救済・被害根絶、さらに、法制度と技術的対処を国際水準に高めること。

⁶⁶ 文部科学省初等中等教育局長藤原章夫「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」4文科初第2121号（令和5年2月7日）

（https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf, 2026年3月23日最終閲覧）。

別紙

I 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法（略称：性暴力処罰法）

第13条（通信媒体を利用したわいせつ行為）

自己又は他人の性的欲望を誘発又は満足させる目的で電話、郵便、パソコン、その他の通信媒体を通じて性的恥心や嫌悪感を引き起こす言葉、音響、文章、絵、映像又は物を相手方に到達させた者は、2年以下の懲役又は2000万ウォン以下の罰金に処する。

〈改正 2020. 5. 19.〉

第14条（カメラ等を利用した撮影）

1 カメラやその他これに類似した機能を備えた機械装置を用いて、性的欲望又は羞恥心を誘発しうる人の身体を、撮影対象者の意思に反して撮影した者は、7年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2018. 12. 18, 2020. 5. 19.〉

2 第1項の規定による撮影物又は複製物（複製物の複製物を含む。以下この条で同じ）を頒布・販売・賃貸・提供又は公然陳列・上映（以下「頒布等」という。）した者又は第1項の撮影が、撮影当時は撮影対象者の意思に反しない場合（自分の身体を直接撮影した場合を含む）にも事後にその撮影物又は複製物を撮影対象者の意思に反して頒布等をした者は、7年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2018. 12. 18, 2020. 5. 19.〉

3 営利を目的として撮影対象者の意思に反して「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号の情報通信網（以下「情報通信網」という）を利用して第2項の罪を犯した者は、3年以上の有期懲役に処する。〈改正 2018. 12. 18, 2020. 5. 19.〉

4 第1項又は第2項の撮影物又は複製物を所持・購入・保存又は視聴した者は、3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金に処する。〈新設2020. 5. 19.〉

5 常習で第1項から第3項までの罪を犯したときは、その罪に定めた刑の2分の1まで加重する。〈新設2020. 5. 19.〉

第14条の2（虚偽映像物等の頒布等）

1 人の顔・身体又は音声を対象とした撮影物・映像物又は音声物（以下、本条で「映像物等」という）を映像物等の対象者の意思に反して性的欲望又は恥心を誘発しうる形で編集・合成又は加工（以下この条で「編集等」という。）し

た者は、7年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2024. 10. 16.〉

2 第1項の規定による編集物・合成物・加工物(以下、この条において「編集物等」という。)又は複製物(複製物の複製物を含む。以下、この条で同じ。)を頒布した者は、第1項の編集等を行った当時には、映像物等の対象者の意思に反していない場合でも、事後にその編集物等又は複製物を映像物等の対象者の意思に反して頒布等をした者は、7年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2024. 10. 16.〉

3 営利を目的に映像物等の対象者の意思に反して情報通信網を利用して第2項の罪を犯した者は、3年以上の有期懲役に処する。〈改正 2024. 10. 16.〉

4 第1項又は第2項の編集物等又は複製物を所持・購入・保存又は視聴した者は、3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金に処する。〈新設2024. 10. 16.〉

5 常習で第1項から第3項までの罪を犯したときは、その罪に定める刑の2分の1まで加重する。〈新設2020. 5. 19, 2024. 10. 16.〉 [本条新設 2020. 3. 24.]

第14条の3(撮影物及び編集物等を利用した脅迫・強要)

1 性的欲望又は恥心を誘発しうる撮影物又は複製物(複製物の複製物を含む)、第14条の2第2項による編集物等又は複製物(複製物の複製物を含む)を利用して人を脅迫した者は、1年以上の有期懲役に処する。〈改正 2024. 10. 16.〉

2 第1項の規定による脅迫により人の権利行使を妨げたり、義務のないことをさせた者は、3年以上の有期懲役に処する。

3 常習により第1項及び第2項の罪を犯した場合には、その罪に定める刑の2分の1まで加重する。[本条新設 2020. 5. 19.] [タイトル改正 2024. 10. 16.]

第15条 (未遂犯)

第3条から第9条まで、第14条、第14条の2及び第14条の3の未遂犯は処罰する。[専門改正 2020. 5. 19.]

第15条の2 (予備、陰謀)

第3条から第7条までの罪を犯す目的で予備又は陰謀した者は、3年以下の懲役に処する。[本条新設 2020. 5. 19.]

第15条の3 (没収及び追徴)

1第14条から第14条の3までの罪に該当する犯罪行為により生じた財産又はその

犯罪行為の報酬（報酬）で得た財産（以下、この項で「犯罪収益」という。）と犯罪収益に由来する財産は没収し、これを没収できない場合には、その価額を追徴する。

2 第1項による没収及び追徴に関しては、「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律」第8条から第10条まで、第10条の3、第10条の4、第11条、第12条を準用する。

II 性暴力防止及び被害者保護等に関する法律（略称：性暴力防止法）

第1条（目的）

この法律は、性暴力を予防し、性暴力被害者を保護・支援することにより人権増進に資することを目的とする。〈改正 2015. 2. 3.〉

第2条（定義）

この法律で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1 「性暴力」とは、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第2条第1項に規定された罪に該当する行為をいう。

2 「性暴力行為者」とは、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第2条第1項に該当する罪を犯した者をいう。

3 「性暴力被害者」とは、性暴力により直接的に被害を受けた者をいう。

第3条(国等の責務)

1 国及び地方自治体は性暴力を防止し、性暴力被害者(以下「被害者」という)を保護・支援するために次の各号の措置をしなければならない。〈改正 2024. 10. 16.〉

① 性暴力申告体系の構築・運営

②性暴力予防のための調査・研究、教育及び広報

③被害者を保護・支援するための施設の設置・運営

④被害者に対する住居支援、職業訓練及び法律救助など社会復帰支援

⑤被害者に対する保護・支援を円滑にするための関連機関間の協力体系の構築・運営

⑥性暴力予防のための有害環境改善

⑦被害者保護・支援のための関係法令の整備と各種政策の樹立・施行及び評価

⑧第7条の3第1項による不法撮影物等・身上情報の削除支援及び被害者に対する日常回復支援

2 国及び地方自治体は、第1項の規定による責任を果たすために、これによる予算上の措置をしなければならない。

第7条の3（不法撮影物等による被害者に対する支援等）

1 国及び地方自治体は、次の各号のいずれかに該当する撮影物又は複製物等（以下「不法撮影物等」という。）が情報通信網（「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号の情報通信網をいう。以下同じ。）に頒布され、被害（不法撮影物などの対象者として登場し被った被害を言う。以下、この条及び第7条の4で同じ。）を被った者に対して不法撮影物等及び身上情報（不法撮影物等の対象者の住所、氏名、年齢、職業、学校、容姿、その他に対象者を特定して把握できる人的事項と写真等を言う。以下同じ）の削除のための支援ができる。〈改正 2020. 1. 29., 2021. 1. 12., 2024. 10. 16.〉

- ①「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条による撮影物又は複製物（複製物の複製物を含む）
- ②「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条の2による編集物等又は複製物（複製物の複製物を含む）
- ③「児童・青少年の性保護に関する法律」第2条第5号による児童・青少年性搾取物

2 第1項による支援対象者、その配偶者（事実上の婚姻関係を含む）、直系親族、兄弟姉妹又は支援対象者が指定する代理人（以下、この条で「削除支援要請者」という。）は国及び地方自治体に対し、不法撮影物等及び身上情報の削除のための支援を求めることができる。この場合、支援対象者が指定する代理人は女性家族部令で定める要件を充足し支援を要請しなければならない。〈新設2020. 1. 29., 2021. 1. 12., 2024. 10. 16.〉

3 国及び地方自治体は、次の各号のいずれかに該当する不法撮影物等及び身上情報については、削除支援要請者の要請がなくとも、削除のための支援を行う。この場合、犯罪の証拠隠滅等を防止するため、当該不法撮影物等及び身上情報に関する資料を保管しなければならない。〈新設2021. 1. 12., 2024. 10. 16.〉

- ①捜査機関の削除支援要請がある第1項第1号又は第2号による不法撮影物等及び身上情報
- ②「児童・青少年の性保護に関する法律」第2条第5号による児童・青少年性搾取物及び身上情報

4 第1項による不法撮影物等及び身上情報削除支援にかかる費用は、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条・第14条の2に該当する罪を犯した性暴力行為者又は「児童・青少年の性保護に関する法律」第11条に該当する罪を犯した児童・青少年対象性犯罪行為者が負担する。

5 国及び地方自治体が第1項により違法撮影物等及び身上情報削除支援にかかる費用を支出した場合、第4項の性暴力行為者又は児童・青少年対象性犯罪行為者に対して求償権を行使することができる。この場合、求償権行使金額の算定方法は、毎年、女性家族部長官が定めて告示する。〈改正2020. 1. 29., 2021. 1. 12., 2024. 10. 16.〉

6 国及び地方自治体は、第5項に基づく求償権行使のために、大統領令で定めるところにより、第4項の性暴力行為者又は児童・青少年対象性犯罪行為者の人的事項及び犯罪経歴確認に必要な資料等を関係行政機関の長に要請することができる。この場合、要請を受けた者は、正当な理由がなければこれに従わなければならない。〈新設2024. 10. 16.〉

7 国及び地方自治体は、第1項、第3項、第5項及び第6項の業務を「両性平等基本法」第46条の2により設立された韓国女性人権振興院又は専門人材と施設を備えた大統領令で定める機関や団体に委託することができる。〈新設2024. 10. 16.〉

8 その他第1項及び第2項による不法撮影物等及び身上情報削除支援の内容・方法、第3項後段による資料保管の方法・期間及び第5項による求償権行使の手続・方法等に必要事項は、女性家族部⁶⁷令で定める。〈改正2020. 1. 29., 2021. 1. 12., 2024. 10. 16.〉

[本条新設 2018. 3. 13.] [タイトル改正 2020. 1. 29.]

第7条の4（中央デジタル性犯罪被害者支援センター等の設置・運営）

1 国は、不法撮影物等及び身上情報削除支援及び当該不法撮影物等が情報通信網に流布され被害を受けた者に対する保護・支援業務を遂行するために「両性平等基本法」第46条の2により設立された韓国女性人権振興院に中央デジタル性犯罪被害者支援センターを置く。

2 中央デジタル性犯罪被害者支援センターは、次の各号の業務を遂行する。

- ①不法撮影物等被害申告受付・緊急相談と不法撮影物等・身上情報削除支援
- ②不法撮影物等・身上情報削除支援及び被害予防関連研究・広報
- ③不法撮影物等・身上情報削除支援及び被害予防関連従事者教育・コンサルティング
- ④不法撮影物等・身上情報削除支援及び被害予防関連国内外協力体制の構築・交流
- ⑤不法撮影物等被害を受けた者の保護・支援に関する総合管理システムの構

⁶⁷ 2025年10月1日に「性平等家族部」に改名された。詳細は前掲注46を参照。

築・運営

⑥第3項による地域デジタル性犯罪被害者支援センターへの支援

⑦その他、女性家族部⁶⁸令で定める不法撮影物等・身上情報削除支援及び被害予防関連業務

3 市・道知事は、不法撮影物等及び身上情報削除支援及び当該不法撮影物等が情報通信網に頒布され被害を被った者に対する保護・支援のために次の各号の業務を担当する地域デジタル性犯罪被害者支援センターを特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道に置くことができる。

①不法撮影物等被害届出受付・相談及び事後管理

②不法撮影物等・身上情報削除支援

③不法撮影物等・身上情報削除支援及び被害予防関連教育・広報

④その他、女性家族部⁶⁹令で定める不法撮影物等・身上情報削除支援及び被害予防関連業務

4 市・道知事は、地域デジタル性犯罪被害者支援センターの設置・運営を「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関又は不法撮影物等被害予防を目的とする非営利法人に委託することができる。

5 中央デジタル性犯罪被害者支援センター及び地域デジタル性犯罪被害者支援センター（以下「中央デジタル性犯罪被害者支援センター等」という。）の設置・運営及び第4項による委託等に必要事項は、女性家族部⁷⁰令で定める。

[本条新設 2024. 10. 16.]

III 児童・青少年の性保護に関する法律（略称：青少年性保護法）

第1条（目的）

この法律は、児童・青少年対象性犯罪の処罰と手続に関する特例を規定し、被害児童・青少年のための救済及び支援手続を設け、児童・青少年対象性犯罪者を体系的に管理することにより、児童・青少年を性犯罪から保護し、児童・青少年が健康な社会構成員に成長できるようにすることを目的とする。

第2条（定義）

①「児童・青少年」とは、19歳未満の人をいう

④「児童・青少年の性を買う行為」とは、児童・青少年、児童・青少年の性を買う行為を斡旋した者又は児童・青少年を実質的に保護・監督する者等に金品やその他の財産上利益、職務・便宜提供等、対価を提供したり約束し、次

⁶⁸ 前掲注66。

⁶⁹ 前掲注66。

⁷⁰ 前掲注66。

の各目のいずれかに該当する行為を児童・青少年を対象としたり、児童・青少年をしてさせることをいう。

カ 性交行為

ナ 口腔・肛門など身体の一部や道具を利用した類似性交行為

タ 身体の全部又は一部を接触・露出する行為として一般人の性的恥心や嫌悪感を起こす行為

ラ 自慰行為

⑤ 「児童・青少年性搾取物」とは、児童・青少年又は児童・青少年として明白に認識されることができ人や表現物が登場し、第4号各目のいずれかに該当する行為をしたり、その他性的行為をする内容を表現することによって、フィルム・ビデオ物・ゲーム物又はコンピュータやその他の通信媒体を介した画像・映像などの形態になったものをいう。

第11条（児童・青少年性搾取物の製作・配布等）

1 児童・青少年性搾取物を製作・輸入又は輸出した者は、無期又は5年以上の懲役に処する。

2 営利を目的に児童・青少年性搾取物を販売・貸与・配布・提供したり、これを目的に所持・運搬・広告・紹介したり、公然と陳列又は上映した者は、5年以上の有期懲役に処する。

3 児童・青少年性搾取物を配布・提供したり、これを目的に広告・紹介したり、公然と陳列又は上映した者は、3年以上の有期懲役に処する。

4 児童・青少年性搾取物を製作するという状況を知りながら、児童・青少年を児童・青少年性搾取物の製作者に斡旋した者は、3年以上の有期懲役に処する。

5 児童・青少年性搾取物を購入・所持又は視聴した者は、1年以上の有期懲役に処する。〈改定2020.6.2., 2023.4.11., 2025.4.22.〉

6 第1項の未遂犯は処罰する。

7 常習的に第1項の罪を犯した者は、その罪に対して定める刑の2分の1まで加重する。〈新設2020.6.2.〉

[タイトル改正 2020.6.2.]

第11条の2（児童・青少年性搾取物を利用した脅迫・強要）

1 児童・青少年性搾取物を利用してその児童・青少年を脅迫した者は3年以上の有期懲役に処する。

2 第1項による脅迫により、その児童・青少年の権利行使を妨げたり、義務のない事をさせた者は、5年以上の有期懲役に処する。

3 第1項及び第2項の未遂犯は処罰する。

4 常習的に第1項及び第2項の罪を犯した者は、その罪に対して定める刑の2分の1まで加重する。〔本条新設 2024. 10. 16.〕

第15条の2(児童・青少年に対する性搾取目的対話等)

1 19歳以上の者が性的搾取を目的として児童・青少年に次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金に処する。

〈改正 2025. 4. 22.〉

①性的欲望や羞恥心又は嫌悪感を誘発しうる会話を継続的又は反復的にし、又は、そのような会話に持続的又は継続的に参加させる行為

②第2条第4号 各目のいずれかに該当する行為をするよう誘引・勧誘する行為

2 19歳以上の者が16歳未満の児童・青少年に第1項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項と同じ刑で処罰する。〈改正 2025. 4. 22.〉

3 第1項及び第2項の未遂犯は処罰する。〈新設2025. 4. 22.〉

〔本条新設 2021. 3. 23.〕

IV 電気通信事業法

第22条(付加通信事業の届出等)

1 付加通信事業を営もうとする者は、大統領令で定める要件及び手続により科学技術情報通信部長官に申告(情報通信網による届出を含む)しなければならない。〈改正 2013. 3. 23., 2014. 10. 15., 2017. 7. 26.〉

2 第1項にもかかわらず、特殊な類型の付加通信役務を提供する事業を営もうとする者は、次の各号の事項を備え、科学技術情報通信部長官に登録(情報通信網による登録を含む)しなければならない。〈新設 2011. 5. 19., 2013. 3. 23., 2014. 10. 15., 2015. 12. 1., 2017. 7. 26., 2020. 6. 9., 2022. 6. 1.〉

第22条の5(付加通信事業者の不法撮影物等の流通防止)

1 第22条第1項に基づき付加通信事業を届出た者(第22条第4項各号のいずれかに該当する者を含む)及び特殊類型付加通信事業者の中で第2条第14号イに該当する者(以下「措置義務事業者」という)は、自ら運営・管理する情報通信網を通じて一般に公開され流通する情報のうち、次の各号の情報(以下「違

法撮影物等」という)が流通している事情を、申告、削除請求、又は大統領令で定める機関・団体の請求等を通じて認識した場合には、遅滞なく当該情報の削除・アクセス遮断等流通防止に必要な措置を講じなければならない。改正 2020. 6. 9.

- ①「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条に基づく撮影物または複製物（複製物の複製物を含む）
- ②「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条の2に基づく編集物・合成物・加工物または複製物（複製物の複製物を含む）
- ③「児童・青少年の性保護に関する法律」第2条第5号に基づく児童・青少年性搾取物

2 電気通信役務の種類、事業規模等を考慮し、大統領令で定める措置義務事業者は、不法撮影物等の流通を防止するため、大統領令で定める技術的・管理的措置を講じなければならない。

第22条の6（流通防止措置等の未履行に対する課徴金の賦課）

1 放送通信委員会は、第22条の5第1項に基づく不法撮影物等の削除・アクセス遮断等 流通防止に必要な措置を故意に講じなかった者に対し、大統領令で定める売上高の100分の3以下の金額を課徴金として賦課することができる。

V 電気通信事業法施行令

第30条の5（不法撮影物等の届出及び削除要請等）

1 法第22条の5第1項において「大統領令で定める機関・団体」とは、次の各号の機関・団体をいう。〈改正 2024. 3. 19.〉

- ①「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」第10条第1項による性暴力被害相談所
 - ②「両性平等基本法」第46条の2第1項による韓国女性人権振興院
 - ③ その他、次の各目のいずれかに該当する機関・団体として放送メディア通信委員会が定めて告示する機関・団体
- カ 国又は特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道から法第22条の5第1項による不法撮影物等(以下「不法撮影物等」という)の削除支援等に関する事業遂行に必要な費用を補助され、その事業を遂行する機関・団体
- ナ 「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」第10条第2項に該当する性暴力被害相談所のうち、性平等家族部長官、特別自治市長・特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう）が推薦する性暴力被害相談所

2 法第22条の5第1項により不法撮影物等の申告又は削除要請（以下「申告・削

除要請」という。)をしようとする者は、別紙書式の不法撮影物等流通申告・削除要請書又は同書式の内容が含まれるように作成した文書を措置義務事業者に提出しなければならない。

3 措置義務事業者は、不法撮影物等と疑われる情報に対して申告・削除要請を受けた場合であって、当該情報が不法撮影物等に該当するかの判断が困難な場合には、「放送メディア通信委員会の設置及び運営に関する法律」第18条第1項による放送通信審議委員会⁷¹(以下「放送メディア通信審議委員会」とする。)に審議を要請することができる。

4 放送メディア通信審議委員会は、第3項による審議要請を受けた場合、その情報が不法撮影物等に該当するかを審議・議決した後、審議を要請した措置義務事業者にその結果を通知しなければならない。

5 措置義務事業者は、第4項により不法撮影物等に該当するという通知を受けた場合には、遅滞なく法第22条の5第1項により当該情報の削除・接続遮断等流通防止に必要な措置を取らなければならない。[本条新設 2020. 12. 8.]

VI 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律(略称:情報通信網法)

第4条(情報通信網利用促進及び情報保護等に関する施策の準備)

1 科学技術情報通信部長官又は放送メディア通信委員会は、情報通信網の利用促進及び安定的管理運営と利用者保護等(以下「情報通信網利用促進及び情報保護等」という。)を通じて、情報社会の基盤を作るための施策を講じなければならない。

<改正2011. 3. 29、2013. 3. 23、2017. 7. 26、2020. 2. 4、2025. 10. 1.>

2 第1項の規定による施策には、次の各号の事項が含まれなければならない。

⑦情報通信網における青少年の保護

⑦の2 情報通信網を通じて流通される情報のうち、人工知能技術を利用して作った偽の音響・画像または映像などの情報を識別する技術の開発・普及

<改正 2018. 12. 24、2020. 6. 9.>

第5条の2(国外行為に対する適用)

この法律は、国外で行われた行為であっても、国内市場又は利用者に影響を及ぼす場合には適用する。

[本条新設 2020. 6. 9.]

第44条(情報通信網における権利保護)

⁷¹ 2025年10月1日に名称が「放送メディア通信審議委員会」に変更された。詳細は前掲注22を参照。

1 利用者は、プライバシー侵害や名誉毀損など他人の権利を侵害する情報を情報通信網に流通させてはならない。

2 情報通信サービス提供者は、自らが運営・管理する情報通信網において、前項の情報が流通しないよう努めなければならない。

3 放送メディア通信委員会は、情報通信網に流通する情報によるプライバシー侵害や名誉毀損など他人の権利に対する侵害を防止するため、技術開発・教育・広報などに関する施策を策定し、これを情報通信サービス提供者に勧告することができる。〈改正 2013. 3. 23. , 2014. 5. 28. , 2025. 10. 1. 〉

第44条の7（不法情報の流通禁止等）

1 何人も、情報通信網を通じて次の各号のいずれかに該当する情報を流通させてはならない。〈改正 2011. 9. 15. , 2016. 3. 22. , 2018. 6. 12. , 2025.

1. 21. 〉

①淫乱な符号・文言・音響・画像又は映像を配布・販売・賃貸又は公然と陳列する内容の情報。

②人を誹謗する目的で公然と事実や偽りの事実を明らかにし、他人の名誉を毀損する内容の情報。

③恐怖心や不安感を誘発する符号・文言・音響・画像または映像を反復して相手方に届ける内容の情報。

④正当な事由なしに情報通信システム、データ又はプログラム等を毀損・滅失・変更・偽造したり、その運用を妨害する内容の情報。

⑤「青少年保護法」による青少年有害媒体物であり、相手方の年齢確認、表示義務など法令による義務を履行せず営利を目的として提供する内容の情報。

⑥法令により禁止される射幸行為に該当する内容の情報

⑥の2 この法律または個人情報保護に関する法令に違反して個人情報を取引する内容の情報。

⑥の3 銃砲・火薬類（生命・身体に危害を及ぼすことができる爆発力を持つ物を含む）を製造できる方法や設計図などの情報。

⑥の4 「麻薬類管理に関する法律」で禁止する麻薬類の使用、製造、売買又は売買の斡旋等に該当する内容の情報。

⑦法令により分類された秘密など国家機密を漏洩する内容の情報。

⑧「国家保安法」で禁止する行為を行う内容の情報。

⑨ その他、犯罪を目的としたり、教唆又は幫助する内容の情報

2 放送メディア通信委員会は、第1項第1号から第6号まで、第6号の2から第6号の4までの情報については、審議委員会議の審議を経て情報通信サービス提供者または掲示板管理・運営者がその処理を拒否・停止または制限するよう命じ

ることができる。ただし、第1項第2号及び第3号による情報の場合には、当該情報により被害を受けた者が具体的に明らかにした意思に反して、その処理の拒否・停止または制限を命じることができない。〈改正2018. 6. 12., 2025. 1. 21., 2025. 10. 1.〉

3 放送メディア通信委員会は、第1項第7号から第9号までの情報が次の各号のすべてに該当する場合には、情報通信サービス提供者又は掲示板管理・運営者に当該情報の処理を拒否・停止又は制限するよう命じなければならない。

〈改正 2016. 3. 22., 2018. 12. 24., 2024. 12. 3., 2025. 10. 1.〉

①関係中央行政機関の長の要請〔第1項第9号の情報のうち「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条及び第14条の2による撮影物・編集物・合成物・加工物又は複製物（複製物の複製物を含む）と「児童・青少年の性保護に関する法律」第2条第5号による児童・青少年性搾取物については、捜査機関の長の要請を含む。〕があったこと。

②第1号の要請を受けた日から7日以内に審議委員会の審議を経た後、「放送メディア通信委員会の設置及び運営に関する法律」第22条第4号による是正要求をしたこと。

③情報通信サービス提供者や掲示板管理・運営者が是正要求に従わなかったこと

4 放送メディア通信委員会は、第2項及び第3項による命令の対象となる情報通信サービス提供者、掲示板管理・運営者又は当該利用者に予め意見提出の機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には意見提出の機会を与えないことができる。〈改正 2025. 10. 1.〉

①公共の安全又は福利のために緊急に処分をする必要がある場合。

②意見聴取が明らかに困難であるか、明らかに不要な場合として大統領令で定める場合。

③意見提出の機会を放棄する旨を明確に表示した場合。

5 国内にデータを一時的に保存するサーバーを設置・運営する情報通信サービス提供者のうち、事業の種類及び規模等が大統領令で定める基準に該当する者は、第1項各号に該当する情報の流通を防止するため、次の号の技術的・管理的措置をしなければならない。〈新設2024. 1. 23.〉

①第2項及び第3項による審議委員会の審議を経た第1項各号の情報が、サーバーに保存されているかを識別し、迅速にアクセスを制限する措置

②第1号により識別した情報の掲載者に当該情報の流通禁止を要請する措置

③第1号による措置の運営・管理実態をシステムに自動的に記録するようにし、これを大統領令で定める期間、保管する措置

④その他、第1項各号に該当する情報の流通を防止するために必要な大統領令で定める措置

第44条の9（不法撮影物等流通防止責任者）

1 情報通信サービス提供者のうち、一日平均利用者の数、売上高、事業の種類等が大統領令で定める基準に該当する者は、自身が運営・管理する情報通信網を通じて一般に公開され流通する情報のうち、次の各号の情報（以下「不法撮影物等」という。）の流通を防止するための責任者（以下「不法撮影物等流通防止責任者」という。）を指定しなければならない。

- ①「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条による撮影物または複製物（複製物の複製物を含む）
- ②「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条の2に基づく編集物・合成物・加工物又は複製物（複製物の複製物を含む）
- ③「児童・青少年の性保護に関する法律」第2条第5号による児童・青少年の性搾取物

2 不法撮影物等流通防止責任者は、「電気通信事業法」第22条の5第1項による不法撮影物等の削除・接続遮断等、流通防止に必要な措置業務を遂行する。

3 不法撮影物等流通防止責任者の数及び資格要件、不法撮影物等流通防止責任者に対する教育等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第64条の5（透明性報告書提出義務等）

1 情報通信サービス提供者のうち、一日平均利用者の数、売上高、事業の種類等が大統領令で定める基準に該当する者は、毎年、自身が提供する情報通信サービスを通じて流通される不法撮影物などの処理に関し、次の各号の事項を含む報告書（以下「透明性報告書」という。）を作成し、翌年1月31日までに地方放送メディア通信委員会に提出しなければならない。〈改正 2025. 10. 1.〉

- ①情報通信サービス提供者が不法撮影物等の流通防止のために講じた一般的な努力に関する事項
- ②「電気通信事業法」第22条の5第1項による不法撮影物等の届出、削除要請等の回数、内容、処理基準、検討結果及び処理結果に関する事項
- ③「電気通信事業法」第22条の5第1項による不法撮影物等の削除・接続遮断等流通防止に必要な手続きの準備及び運営に関する事項
- ④不法撮影物等流通防止責任者の配置に関する事項
- ⑤不法撮影物等流通防止のための内部教育の実施と支援に関する事項

2 放送メディア通信委員会は透明性報告書を自身が運営・管理する情報通信網

を通じて公開しなければならない。〈改正2025. 10. 1.〉

3 放送メディア通信委員会は、透明性報告書の事実を確認したり、提出された資料の真偽を確認するために、情報通信サービス提供者に資料の提出を求めることができる。〈改正 2025. 10. 1.〉

[本条新設 2020. 6. 9.]

第76条(過料)

2 次の各号のいずれかに該当する者には2000万ウォン以下の過料を賦課する。
〈改正2016. 3. 22.、2018. 6. 12.、2018. 9. 18.、2020. 2. 4.、2020. 6. 9.〉

④の4 第44条の9第1項に違反して不法撮影物等流通防止責任者を指定しない者

3 次の各号のいずれかに該当する者には1000万ウォン以下の過料を賦課する。
〈改正2009. 4. 22.、2011. 4. 5.、2012. 2. 17.、2014. 5. 28.、2015. 6. 22.、
2015. 12. 1.、2016. 3. 22.、2017. 7. 26.、2018. 6. 12.、2020. 2. 4.、
2020. 6. 9.、2022. 6. 10.、2023. 1. 3.、2024. 1. 23.、2024. 2. 13.、
2025. 10. 1.〉

⑤第64条の5第1項に違反して透明性報告書を提出しなかった者